

令和8年度森町議会予算等審査特別委員会（第2日目）

令和8年3月6日（金曜日）

開議 午前10時00分

延会 午後 5時05分

○議事日程

- 1 議案第21号 森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第22号 森町公民館条例等の一部を改正する等の条例制定について
- 議案第23号 森町生活館等条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第24号 森町介護予防・地域支え合い事業条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第25号 森町職員の特殊勤務手当に関する条例及び森町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第26号 森町過疎地域持続的発展市町村計画について
- 議案第27号 公の施設に係る指定管理者の指定について（ちゃっぷ林館）
- 議案第28号 公の施設に係る指定管理者の指定について（トマト集出荷選果施設）
- 議案第29号 令和8年度森町一般会計予算
- 議案第30号 令和8年度森町国民健康保険特別会計予算
- 議案第31号 令和8年度森町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第32号 令和8年度森町介護保険事業特別会計予算
- 議案第33号 令和8年度森町介護サービス事業特別会計予算
- 議案第34号 令和8年度森町港湾整備事業特別会計予算
- 議案第35号 令和8年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計予算
- 議案第36号 令和8年度森町国民健康保険病院事業会計予算
- 議案第37号 令和8年度森町水道事業会計予算
- 議案第38号 令和8年度森町公共下水道事業会計予算

○出席委員（12名）

- | | |
|---------------|----------------|
| 1 番 伊 藤 昇 君 | 2 番 河 野 文 彦 君 |
| 3 番 高 橋 邦 雄 君 | 4 番 河 野 淳 君 |
| 5 番 山 田 誠 君 | 6 番 野 口 周 治 君 |
| 7 番 斉 藤 優 香 君 | 8 番 千 葉 圭 一 君 |
| 9 番 佐々木 修 君 | 10 番 加 藤 進 君 |
| 12 番 東 隆 一 君 | 13 番 松 田 兼 宗 君 |

○欠席委員（0名）

◎開議の宣告

○委員長（伊藤 昇君） おはようございます。ただいまの出席委員数は12名です。定足数に達していますので、委員会が成立しました。

これより予算等審査特別委員会を開会します。

◎議案第21号ないし議案第38号

○委員長（伊藤 昇君） 予算書100、101ページ、款3 民生費、項1 社会福祉費、目4 老人福祉総務費をお開きください。先日節18負担金補助及び交付金、社会福祉法人財政支援補助金についての野口委員の質疑のみで延会しました。その答弁から始めます。

○副町長（長瀬賢一君） 昨日野口委員のほうからご質問をいただきました。一括して私のほうからご回答させていただきます。ご質問は大きく4点であったというふうに捉えております。

1点目でございます。3月31日ありきで統合を進めているけれども、赤字額を小さくするためにもっと早くに統合できないか検討したのかというご質問だったというふうに捉えております。統合時期につきましては、ご指摘のとおり赤字額をできるだけ小さくする観点から、可能な限り早期の移行ができないかについても検討を行ってまいります。しかしながら、特別養護老人ホームの移行は単なる施設の引っ越しではなく、入所者の生活環境や介護体制が大きく変わることから、安全に受け入れるための準備が必要となります。具体的にはさくらの園の職員がユニット型施設でのケアに対応できるよう研修を受ける必要があり、一定の期間を要します。現時点ではおおむね1年間の準備期間があれば確実に移行できるものと考えているところでございます。その上で現在研修スケジュールや受入れ態勢の準備を進めておりますが、可能な限り前倒しで受入れができるよう努めてまいります。結果として統合時期を前倒しすることができれば社会福祉法人への財政支援補助金の減額にもつながるものと考えております。

2点目でございます。ユニット化の施設に移ることでケアの個人負担が大きくなることについてどう取り扱うか方針が出たのか、考え方はどうなのかというご質問だったというふうに捉えております。この点につきましては、ユニット型施設へ移行した場合、居住費の関係から現在のさくらの園と比較して月額でおおむね2万円から3万円程度の負担増になる可能性があることについてはこれまで入所者及びご家族へ口頭で説明を行っております。その際には1名を除き移転については差し支えないとのご意向をいただいているところであります。ただし、現時点では口頭での説明にとどまっており、具体的な負担額について正式にお示ししている状況ではありませんので、今月中をめどに改めて具体的な金額をお示しし、引き続き入所者及びご家族へ丁寧に説明を行っていきたいと考えております。利用負担の取扱いにつきましては、他の特別養護老人ホーム入所者との公平性の観点から基本的には差額分を補助しない考えでおります。しかしながら、今回の統合に伴う特別な

事情もあることから、これにつきましては議会のご意見も伺いながら、できるだけ早期に方向性を決定したいと考えております。

3点目、シャリテの森には29床のほかショートステイ10床もあると、早期の移動を進めるためにはこの10床を活用すればやりやすくなるのか、そうではないのか、活用する場合には用途転換が必要になると思うが、振興局との協議状況はどうなっているのかというご質問でございます。シャリテの森につきましては、地域密着型特別養護老人ホームとして定員29床となっておりますが、できるだけ早期にさくらの園の入所者を受け入れることを考えた場合、現在休止しているショートステイ10床の活用ができれば受入れ態勢としては運用しやすくなるものと考えております。ただし、ショートステイとして整備されている居室を特別養護老人ホームの入所用として使用するためには施設の運営形態の変更等が必要になる可能性があり、北海道との協議が必要となります。このため、現在振興局に対して制度上の取扱いについて照会を行っているところであり、今後関係機関と具体的な協議を進めていくこととしております。できるだけ早期に受入れ態勢を整えられるよう必要な協議を進めてまいりたいと考えてございます。

4点目、周辺施設からなぜシャリテにだけ補助するのか、移行期間だけでそれが終わるのか、その後どう考えているのかというご質問についてでございます。さくらの園やシャリテさわらといった特別養護老人ホームは、要介護度の高い方や低所得の方を受け入れる施設であり、地域の高齢者福祉を支える最後の受皿としての役割を担っております。また、特別養護老人ホームは制度上町などの自治体や社会福祉法人が運営主体となることとされており、一般の民間事業とは性質が異なる公共性の高い施設であります。さらに、社会福祉法人さわら福祉会につきましては、旧砂原町時代に町が主導して設立をして、地域の高齢者福祉を担う施設として特別養護老人ホームを整備し、運営を担っていただいた経緯がございます。このため、一般の民間事業者が提供するサービスとは性格が異なり、地域社会にとって必要不可欠な福祉インフラとしての側面も有している施設であると考えております。

また、特別養護老人ホームは介護報酬や利用者負担が制度によって定められており、一般の民間事業のように価格やサービスを自由に設定して経営を調整することが難しい制度となっております。今回の統合によりさくらの園を廃止し、シャリテさわらへ機能を集約することになりますが、今後はシャリテさわらが森町における基幹的な介護施設としての役割を担うこととなります。そのため、地域の高齢者福祉を安定的に維持していく観点から、移行期間終了後においても必要に応じて行政として一定の関与や支援を行っていくことが必要であると考えております。

以上でございます。

○委員長（伊藤 昇君） 野口委員、2回目になりますので、よろしくお願いします。

○委員（野口周治君） 大変要領のいい回答でありがとうございます。

それで、今の回答にまつわって1つ、ユニット化の差額の話については先日の全協の席

上質問をして、多分私だけではなかったのですけれども、何度か聞かれるまで差額が発生するということ及びそのことについて取扱いが固まっていないということが語られなかった、回答がなかなか出なかったと私は記憶してしまして、全協というのはこういうオープンの会議とは違いますから同じようには議論できないかもしれませんが、非常に大事な論点であるはずのことを聞いたのに、それに真っすぐ答えてもらえなかった。しかも、今の説明はしていますという、口頭でという説明でしたが、全協の席上説明していると明言されていないと私は記憶をしています。この答弁のねじれは一体何なのか。もしも教えたくないということだったらそもそも議会と向き合う場として全協はふさわしくない、全てを公開の場で記録を残しながらやれということになるのだと思います。なぜあのような答弁になったのか、または私の理解が違うというのであれば当時の発言録を見てもらってどうだったのかを確認していただく必要があると思います。

それから、振興局に協議が必要で照会を進めているという答弁が、これは10床のショートステイを用途転換することにまつわっての答弁で今いただきましたが、この照会はいつ始めて今はどこまできているのか、通常こういう細かいことは聞かないのでしょうけれども、私の認識では振興局との協議そのものをやらないままに自分たちの頭の中で仕事をしてきたのではないかというのを恐れて、そこにまつわる具体的な質問をしたくて今も尋ねたのですが、振興局にいつ、最初の挨拶以外にこういう具体的な案件、懸案のこの事項についてという特定できる案件について話を始めたのはいつで何を聞いたのかということをお教えください。

あと、先ほどの町内にある老人介護施設との差異については町としての位置づけを明確に語ってもらいました。これはこれで大変理解できる話だと私も思います。誰かが支えなければいけない一番ある意味でつらい仕事、運営側からすると、を引き受けるということの意味しますから。同時に、昨日の質問の中に私は入れましたが、処遇面で、労働市場としてケア労働者がたくさんいらっしゃる中でどの施設で働くか、どこに行くかというときに、本当は働きやすいかどうか、その職場、そういうこともあるのですが、賃金、あるいは手当といった処遇面でどのような条件下、あるいは65歳を過ぎた方を雇用するときにどういう条件を提示しているか、こういうことが周りから見るとこの条件で自分たちは人を採用できないよという条件をもしも提示しているとすれば、それは下げる話ではなくて、労働市場、ケア労働者の市場自体が今非常に逼迫している。だんだんそういう職場を離れる人が増えている中であっては、町として町内の施設を支える必要があるのではないかと議論はやはり根拠を持ち得るのではないかと思います。この今回統合する施設を維持するためにそこを含めて何らかの支援が必要だとすれば、同じようにほかの近隣の、少なくとも町内の施設についても何か考える必要があるのではないかと、議論としては決して甘々ではなくて、現実的な課題として議論が必要なのではないかと思いますが、いかがでしょう。

それから、新しい論点幾つかお尋ねします。現在町で雇用している資格はいろんな立場

というかな、雇用形態いろいろありますけれども、そういう方に入所者と一緒に新しく運営していく統合施設に移ってもらう。この方についての今現在さくらの園では申請もしていない処遇改善加算金、国がこういう施設はつらいから、処遇面で補助をするという制度です。かつては非常に小さい額でしたが、私の認識ではそれなりの金額を実は支給を受けることができるが、さくらの園はもらっていなかった。それで、シャリテではもらっていると認識をしています。では、今度、私は民間出身なので、言葉は正しくないかもしれませんが、出向する人について給与の支払い者は誰で費用を負担するのは誰というふうに整理をしていったときに、さてこの改善加算は受けられるのか、受けられないのか、これは人が動くような話をするときにはごく基本的な条件、言わば総務的には当たり前の話だと思うのですが、そのことについてはどうですかと。

それから次です。これは難しい話だと思うのですが、検討したかどうかということでお答えいただきたい。先ほどショートステイのベッドを転用する話についてお答えいただきましたが、例えば今現在長期入院している方がいらっしゃって、それでベッドが空いているところがありますという説明を施設について受けたと思います。では、このベッドを短期の言わばショートステイに転用することをやれば、仮にです、やればそれはそれで収入に結びつく。ただ、帰ってこられたときにベッドがないのは困るから、どうするという問題が発生する。本当はそういうことをしようとする、その入所者の中での動きが必要になります。その方の施設での生活をきちんとやってもらう、あるいは精神的に安定してもらうためには安定した状態でケアをする必要があるのにそういう玉突きのようなことをやっていいのかという問題があったり、あるいは医療的なケアや特定の介護が必要な方をどうするのだという非常に能力、努力も必要な面もありますが、ただベッドが2つ余っている、空いているとすれば、そういうことは考えてみる価値はある。考えたけれども、できないというのと考えてもいなかったでは仕事の仕方として私は違うと思うのですが、この点については検討したことがあるのかどうか、あるのかどうかで結構です。いつというのはもちろん聞きますが。

それから、今回全員協議会で推進人のレポートを、何かおかしいですか。推進人のレポートを頂きました。日付が2月24日の日付でした。私の認識では2月10日の日に推進人からの話を聞きたいと求めて、その後これが出てきたのだとなるのですが、そもそも経歴書、中身もちゃんと書かれた経歴書を見ると経験のある方が携わって今回調べてもらっている。そうすると、途中で都度都度話を聞きながら、こういうことをやらなければいけない、こういう問題がある、ここは非常にいいよねと、そういうことがずっと入りながら仕事はするのだと思うのですが、町長の方針転換の議論の中に今回推進人からの報告も受けて、その中でシャリテについて認識が必ずしも正確ではなかった。それであるならば、ほかの要素もいろいろあるはずですけども、方針を変えたと。そうすると、この委員会で報告を聞きたいよといってレポートが出てきて、それから方針変換したのですか。では、お願いした方の仕事はどうなっているか。12月の初めからですからね、来ているの。例え

ば年末までで何か分かりましたか。1月中にどんな感じですかということ具体的聞きながら仕事をしていたら、そういう例えば方針転換を検討するにしても町長、こんなことが分かりましたという報告をしていればできたかもしれない。私のセンスでは仕事ってそうやってやるものなのですから、そういうやり取りってやっていたのかどうか。やっていたのに急な方針転換、町民から見たら180度に見えます、が起きたのは一体なぜなの、どうしてそういう意思決定になったのか、あるいはそういう意思決定があり得るという想像すらなかったのということが分からないので、この辺の事情をお答えください。ここまです。お願いします。

○委員長（伊藤 昇君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時18分

再開 午前10時35分

○委員長（伊藤 昇君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

答弁調整がまだ時間が必要ということございますので、10時45分までこのまま休憩とさせていただきます。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時45分

○委員長（伊藤 昇君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

答弁者はどなたでしょうか。

（何事か言う者あり）

○委員長（伊藤 昇君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時47分

○委員長（伊藤 昇君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

○さくらの園・園長（柏渕 茂君） 私のほうから2点ご説明させていただきます。

委員のほうからご質問のあった差額分の支給についての説明を行ったか、行っていないかという点でございます。この点につきましては、私どもとしましては口頭で説明をしたということで、おおむね1名以外は了解を得ているというような話をしたつもりでおります。ですから、そこについては後で議事録等々を確認させていただきたいと考えてございます。

あと、もう一点、処遇改善加算の部分でございますけれども、僕のほうからもう一点。

当初の話を言うと、私がさくらの園に最初来たときに処遇改善加算を取りたいということと言ったのですけれども、その当時の理事者と協議した結果、当時は役場職員との均衡が取れないということでそれは認めないということで現時点では取ってございませんでした。今まではです。ですけれども、今後につきましてはいろいろ諸事情が変わってまいりましたので、各ほかの市町村でも実際取っているようなところもございますので、我々としてはそういう取得も含めた上で検討を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

私からは以上です。

○保健福祉子育て課参事（萩野友章君） 私のほうからは振興局へ照会した事項についてご説明いたします。

まず、振興局のほうに照会した日時ですが、令和8年2月24日です。これは、電話、メールで照会をしております。内容についてです。内容について、定員についてご質問しています。これは、社会福祉法人さわら福祉会として統合する場合、さくらの園が廃止となるため、シャリテさわらの実際の50人の定員、あと地域密着型のシャリテの森の29人の定員をどのように変更できるか、その辺の部分について照会をしております。あと、地域密着型シャリテの森のショートステイの取扱い、こちらの部分についても併せて照会をしております。あと、次に地域密着型のシャリテの森を廃止することによって、補助金が入っておりますので、こちらの財産処分について照会をしております。

以上です。

○保健福祉子育て課長（宮崎弘光君） お答えいたします。

私からはショートステイの部分なのですけれども、部屋が長期間空いた場合にショートステイを転用すればというところで検討はしているのかというようなご質問に対してです。現在シャリテさわらでは居室の空いている部分を活用して空床ショートといいますか、ショートステイで活用しております。今回ショートステイの10床について従来型に変更できないかという照会も行っておりますが、もし活用することとなった場合はということで空床利用についても検討してございます。

○副町長（長瀬賢一君） 私のほうからは他の施設で働く介護職員の処遇改善のために補助すべきではというご質問についてでございます。町内には特別養護老人ホームのほかにも介護サービスを提供している施設がたくさんありまして、いずれも地域の高齢者福祉を支える大切な役割を担っていただけると認識しております。一方で、今回の事件につきましては特別養護老人ホームの統合に伴いまして入所者の受皿を確保し、介護サービスの空白を生じさせないために特例的な対応として実施するものであります。町といたしましては、町内の介護事業者の皆様が安定してサービスを提供できる環境づくりは重要であるというふうに考えてございますので、これは今後の状況も見ながら、必要な支援の在り方について検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○町長（岡嶋康輔君） 私からは統合人材と情報共有、そしてまた内部のそういったものに関して最終的にご質問いただいたなと思っております。その点に関して答弁させていただきます。

方針転換に関してのタイミング、そして推進人材との情報共有、またそういったものに関してのお問合せ、ご質問だったと思いますけれども、統合に向けた検討につきましては当然ながら推進人材、菊地さんと緊密に行ってきております。主には、今までもご説明させていただきましたとおり、シャリテ内部のそういった状況、そしてまたさくらの園との統合に対する様々な細かい点での統合の経験、そういった観点からのアドバイス等々、そういったご意見をいただきながら今までもやってまいりました。その中においても都度直接的な、大きな政策転換をこういうふうにしたほうがいいのかという、そういった直接的な指摘等々はなかったのですけれども、やはり当然そもそも直営で引き継ぐということに関しての非常に危機感、そういった財政負担、先日の資料にも多分記載されていたと思うのですけれども、そういった企業文化、内部のそういった人材の様々な生じるおそれのあるトラブル、これはやはり推進人材の方が今までされてきた経験の中で非常に統合にとって一番ハードルが高い部分である、そういった情報共有はさせていただいております。その中において、先日の一般質問の答弁でもお話しさせていただきましたけれども、内部の職員のそういったスキル、体制というものが改めて統合推進人材のほうから報告をいただく中においては今回の直営ではなく、社会福祉法人での運営の方針転換というものを、私はこれは町長として決断しなければならないという思いを持っておりました。

そのタイミングについては、非常に令和9年度からというこのタイトなスケジュールの中ではあったのですけれども、統合後の運営主体ですとか統合プロセス全体に影響を与える大きな政策方針転換でございます。ご指摘のとおり、議会の議員の皆様からこのタイミング、そしてまた自費等々について様々なご意見は、そして様々なご負担、そういうものを生じさせるものと思っておりましたが、やはりこれはこの令和8年度当初予算の審議前に意思表示をさせていただいて、それをもって改めてご審議いただくという必要性は私はあると思いました。1年間通じてこの方針転換を、こういう拙速的な、見切り発車ではないかみたいな、そういう印象を与えないように、そしてまた議員の皆様からもいろんなご意見をいただきながら、方針転換を進めるという選択肢もなかったのかと言われれば、それもまた一つの選択肢ではあったのかなと思いますけれども、やはりこの重要な予算審議前に私はご説明というか方針転換をさせていただいて、その中にもこれに関する議論をしていただいたほうがいいのかないかなと思ひ、方針転換させていただいたという流れでございます。

以上です。

○委員（野口周治君） 町長が最高責任者ですから、自らの責任で方針転換をすることはあると思うし、そのことそのものを議会が責める理由は私はないと思います。その代わり議会は町民への説明義務を負って、その事態についてきちんと理解をして、議論をして採

決に至るというプロセスは歩まねばならぬ。タイミングとして極めて短い時間しか与えられていない中で負荷が高いのは、それはしょうがないですよ、仕事ですから。だけれども、その中であっても最大限の努力をして一番いい結論にたどり着かなければならないということを逆にご理解をいただきたい。そのための議論をしているつもりです。

それで、先ほどの答弁で処遇改善加算についてはいろんな経緯があったと、職員との均衡がという議論があったのでということですが、私さくらの園が大きな財政負担を担っている中で、そういう経緯はあるにしても何とかしなければという問題意識で考えたら議論はすべきだったのではないのと思うのですが、それを今なぜしなかったかを聞いたって、それはもう議題外ですからしょうがないのだけれども、そういう同じような問題を先につかんで考えるというところでいくと今度さっきの答弁になかったのです。シャリテに出向する人たちについて処遇改善加算は取れるのですか。その人たちの改善加算金、これは本人に渡すのはたしか原則の制度のはずです。そのことをどう扱いますかというのと同じ問題がついてくるはずなのです。そう考えると片方で施設の経営からいくとそれ取らなければいけないはずなのです。どうしても取れないのだったら、では先に一回本当に転籍するかみたいな変な話に化けかねない、というよりも議論が混乱しかねない。だとすれば、その問題がどうなのということぐらいいは調べているのでしょうか。振興局はどう言っていますか。改善加算をシャリテに出向する人たちとしても出せますよ、それは処遇の中に入れてもらって構いませんよ、職員との均衡も取れる形でいいですよという話になっているのかどうか、その話はどうなっていますか。そこまで考えるのが本当ではないかと思うので、お尋ねをしたのです。その後段の部分が先ほどの答弁にはなかったと思うので、これ2問目の一部と言いたいですが、いいです、3問目で。答えてください。

それから、今度さくらの園の職員さんが出向して仕事を始めるけれども、最終的には介護職員の皆さんをこれだけの人数町が本当に抱え続けるのですか、5年たってどうしますか、こういう問題にいずれつながります。そのことを考えると今町が新規職員の募集で、介護の調査員が何かだったと思うのですけれども、かけたりしているのではないかと思ったのですが、そういうのはありませんでしたっけ。もしもそういう募集を今かけているとすれば、このこととどっちが先だったか私分らないですけれども、このことと今回のさくらの園自体結びつけて1人分の雇用ここにあるではないかという考え方もあると思うのですが、そういうことについてはどうだったのだろうか、今どうなっているのだろうか。そういう今度はさくらの園問題ではなくて町の人を採用することとの関連でこういうことってどう捉えられているのかということがよく分からないので、教えてください。

それから、確認的な質問になりますけれども、個室になったら利用料が2万円から3万円ぐらい上がるということは口頭で説明をした。口頭で説明して、私のセンスからいうと特養に入っている入所者が毎月2万円から3万円の負担をのみ込めるのか本当に。経済的にです。入所者はいろんな事情の人もいらっしゃいます。介護の手が足りない、家族は稼がなければならない、だから入所する人もいらっしゃる。それから、経済的に苦しい中で何

とかして介護のところに入らなければいけない、だから入る人もいらっしゃる。ただ、収入構成みたいなことを見て頭に置いて考えたときに、本当に毎月2万円というお金が出せるって皆さんおっしゃったのと、何かとても信じ難い。もし出せるならそれは誠に結構なことだけれども、大変な重さのお金だと思うのです。月々1,000円かそこらをどうするかということできゅうきゅうしている人たちがいっぱいいる中なので、これ本当に1人を除いて皆さん2万円上がってもいけますよとおっしゃっているのかどうか、もう一度教えてください。お願いします。

○さくらの園・園長（柏渕 茂君） 私のほうから2点。

まず、1点は処遇改善です。処遇改善加算のことにつきましては、今新たに取得をしていくということで、今後そちらのほうの前向きな議論を進めたいということでございますので、今までは細かい部分の話を振興局と議論をしたことはございません。ですから、今後そこについては今取ろうということで、他の市町村も取っているということの実績もあるようですので、そこら辺も含めた上で我々今振興局と議論を詰めながら取得に向けて…

（「いつから始めたというのを一緒に言ってください。その議論をいつから話を始めたのか併せて言ってください」の声あり）

○さくらの園・園長（柏渕 茂君） それはこれから始めたいということで、先ほどから言っているように進めたいということでございます。これがまず1点です。

それと、先ほどの差額の部分は私のほうからお話しします。実際問題として口頭で、先ほど言ったようにさくらの園入所者について説明をしております。それで、その結果1人を除いておおむね了解を得ているということで確認を取っている状況でございます。ただ、今後については詳細の部分も含めて全ての入所者の、今の現時点でどのような形で自己負担が変わるかというものを含めてきちっと提示をした上で、それで誓約書ですとか確約書等々を取った上で進めていきたいというふうに考えてございます。これもいつからということでお話ししますと、一応予定では今月中進めたいということで考えてございます。

私からの説明は以上です。

（何事か言う者あり）

○委員長（伊藤 昇君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時09分

○委員長（伊藤 昇君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

○総務課長（濱野尚史君） お答えいたします。

まず、統合するタイミング、あとは派遣が最大5年間ということで説明させていただい

ていますけれども、その派遣が切れるタイミングでほかの他部署で不足している人材がいるのであれば、そこについては配置転換の検討をすることになります。例えば給食の職員であれば給食センターであったり、保育所であったりというところの調理の部分を持っているところでそこに不足が生じていればそこに転用することはできますけれども、職員の身分をつなぐというただの目的だけではほかの部署に配置転換するというのは現状で難しいのかなというふうに考えております。また、その配置転換をするに当たっても現に今不足している人材については今募集かけなければならないので、将来的に余剰になる人間の部分の転用を待っていても、現場は動かさなければならないので、そういった部分でタイミング的にやはりどうしても募集はかけなければならない、そういったことがあるということもご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（伊藤 昇君） 3回終わりましたけれども……

（何事か言う者あり）

○委員長（伊藤 昇君） では、1回特別にどうぞ。

○委員（野口周治君） 2つお尋ねをします。

今総務課長から答弁をいただいた5年後で難しいのかなと、そういうことはあるかもしれませんが、いずれ介護職というふうに考えたら町でその介護職のニーズが5年後に何人ぐらいあるのか、それがないとすればそこをなるべく離職を生まないように考えるのはある意味仕事ですよ。町は介護の仕事を回すのが仕事だけではなくて、雇用をちゃんとつないでいくのも仕事だと私は思うのです。そう考えたら、これから人を動かしながら、募集人員が1人か2人か私知りませんけれども、覚えていませんけれども、その人員をこちらが少々不自由してでも何とかしてこちらに転用しようよと、移ってもらおうよという発想がなぜ取れないのかを教えてください。私たちは必要なものは手に入れます、要らないものは手を放しますではなくて、そういうやりくりをしようと考えない理由を知りたい。

それから、戻ってさっきのベッドの差額の話です。口頭で話をして1名の方を除いておおむね、つまり入所者の中でどなたか1人以外は皆さん分かりましたとおっしゃったと。その方が例えば判断能力はあるのですよね、あるいはその方についての判断、後見人ではないですけれども、判断できる方がそういうふうにおっしゃったのですよねと。例えばこの先、いや、それは無理ですと言われたことが仮に生じたとしましょうか。そしたら、そのときに出てくる理由は新たな理由でなければおかしいと思うのですが、それぞれそんなにたくさんないと思うのです。だって、1年先ですよ、最大。その間にオーケーと言った、いいよと言ったものができなくなる理由ってそんなにたくさんない。それは、入所者さん、またはその方を見ている方の問題ではなくてヒアリングのときにちゃんと聞いたかどうかという問題であると、本質的にはと思うのですが、どうか。そういう視点で説明できるよう、後から説明できるような聞き方をしたのかどうか。いいですか。聞きたいのはそこなのです。どういうふうに聞いたのですか、一人一人に対して。それは、合理的に後からあのと

きにうんと口頭だけでも言ったよという説明がつくような聞き方だったのかどうかを教えてください。どう聞いたのか、誰が聞いたのか、どういう場で聞いたのか。誰々がどういところでどういう説明をして、それに対してこういう反応があったと、おおむねオーケーと言ってもらったと思うのはこうだったからだと具体的に教えてください。

あと、処遇改善加算の問題でこれから聞きます。何か聞いています、相談しています、これから聞きますみたいになっていますが、処遇改善加算の話、この加算金の話は私特別委員会でも聞きました。ただし、移る人の問題としては聞いていないです。これをシャリテとさくらの園の違いとして、例えばさくらの園だっているいろいろなあるのではないですかと、こういうこともありますよねというふうに聞きました。思いつかなかったと言われたらしようがないのだけれども、これから先厳しい、苦しい経営で、場合によっては町がずっと補助しなければいけなくなる可能性だってある話のときにそういうこと検討して基金にさっさといかないのが理解できないのだけれども、これもなぜなのだけれども、なぜ今聞き始めているのか。さっさと聞けばいいではないですか、人を動かす話で損益どうするかといったら。そういう話合いをしていないのですか、組織の中で。したけれども、それをたまたま落としていたのか、そういう具体的に踏み込んだ話をしているのか、していないのかという視点で結構ですから、お答えください。

○総務課長（濱野尚史君） お答えいたします。先ほどの答弁と一部重複するところもあるかもしれませんが、ご容赦願います。

まず、組織的な話もあるのですが、特に会計年度任用職員はそこが必要となる部署で募集をかけているということもあって、役場で横断的に過不足する人材を融通するというようなつくりで今現状なっていないということがまずあります。もう一つ、募集かけるに当たっては当然資格要件とかということもありますので、その募集かける人材に今町にいる仮に余剰となる人員にその資格がなければその職種への配置転換ということはできません。ただ、今後そういった余剰というか、離職しなければならないような職員が職種変えて、仮にですけれども、一般事務とかで仕事をやるというようなことがあるのであれば、それはその能力を評価した上で転用することもあり得ますけれども、先ほど言ったとおり、やはり私たちも少ない人数の中でぎりぎりで行っているというところもありますので、欠員を出たままではなかなか長期間補充しないでいるということにはなかなかならないのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○さくらの園・園長（柏渕 茂君） お答えいたします。

まず、ヒアリングの点からでございます。対応したのは生活相談員とケアマネジャー、それでご本人とキーマン、家族も含めてヒアリングをしたということで確認を取ってございます。ただ、その内容等々についてはその当時個別に上がっていきますという、要は合併するに当たって個室に変わるので、その部分は個別にきちっと金額を出したわけではなくて大体平均でこのくらい上がっていくような形になりますということで説明を取っ

たということで聞いてございます。ただし、今ちょっと状況も変わりましたので、今度は町営ではなく社福のほうに変わるということで、またその条件等々も変わりましたので、再度金額もきちっと提示した上でまた説明を図りたいということで考えてございます。これがヒアリングの部分でございます。

あと、処遇改善につきましては、当初町営でやるということで聞いていましたので、そういうふうにやるということで動いていましたので、同じ状況の中で正直言って処遇改善加算については我々担当窓口としては取れないものだろうということで考えてございました。そういった中で、実際水面下ではそういうふうにやりつつも、コンサルタントだとかの打合せをしている中で実際全国ではほかで取れているところがないかということで、実際その状況を確認しながら、そういう打開策はないのかどうかということで進めていたのは、担当課としてはその打開策がないかどうかということで進めてきた事実はございます。ただし、今この状況を、いろいろ変わった段階で、今後については民間に、今度社福が運営するわけですから、その部分については取れる方向でやるべきだろうということの判断で、今実際これから動き出さなければいけないということで考えて進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○委員（松田兼宗君） 話が長くなって、答弁のほう調整に時間かかって、これ非常にやりづらいのですが、まず追加資料として出してもらいました資料を見ると、番号で18番、19番の話なのですが、これ見ると8年度のシミュレーションをした結果、さくらの園で1億4,000万ですよね、マイナス。さらに、シャリテのほうは4,100万と。さらに、シャリテのほうの借入金の返済をプラスすると合計で1億九千百万何がしになるわけです。それをどういうふうに評価しているのかまずお聞きしたいのです。これを赤字を、社会福祉法人に統合するということはどういう意味を持っているかということ、黒字化しなければならないのだと私は思うのです。それをやるのが目的で統合するのです。町営の場合は赤字になろうが何が大きな問題ではない、今まで問題にしていなかったわけです。合計で今年の新年度予算に対しても1億を超える金額が一般会計から繰り入れるわけです。毎年そういう形で6,000万、7,000万平気で繰り入れて赤字額補填してきたわけです。とすれば、社会福祉法人になって、では誰がそういうのを補填するのですか。自前で黒字化して初めて成り立っていくのが社会福祉法人の立場なのです。今後これを、9,500万という金額を毎年町から繰り入れるのですか。繰り入れる補助金って出せるわけがないではないですか。そんな、ほかにも社会福祉法人があるのです。それでなくても昨年度来6,800万出しているわけですから、それ自体もおかしな話なのです。

それで、赤字になる部分の今回のこの9,500万の金額なのですけれども、補助金で出す形になっていますけれども、前は私貸出しをなさいということを言いました。そういう考えはないのですか。今後将来的なことを考えたら社会福祉法人になって自分たちで黒字化してやっていかなければならないのが当たり前の話なのです。だから、借り入れた分も含

めて今後の将来的な部分、5年になるか10年になるか分からないですけれども、どういうふうに黒字化していくのかとシミュレーションも出さないと話にならない。その上で先ほどから話が出ている処遇改善資金の問題とか問題あるわけです。それをどの程度収入として見込めるかというのはこの中に入っていないはずですが、そういうことも含めて正確なシミュレーションを出してもらわなければ審議にならない。

それで、さらに今回こういう話をしている中でシャリテの森で新人を就職で入れているのです。それは何で分かるかというと、高校の森のまなびやの中で書かれているわけですよ、就職先に。これ、おかしくないですか。今すぐどうするかの話ししている中で新しい人間を雇い入れるということ自体が考えられない。さらに、町の広報においても今回要介護認定調査員、フルタイム会計年度任用職員、これを保健福祉子育て課ですよ、採用のあれになっているのが。だから、こういう部分でも動きが採用しているということ、採用の募集をかけていること自体私は理解できない。今後さくらの園の人間がどのぐらいあふれる形か分からないですけれども、そういう行き先さえも塞いでいくような形で募集かけること自体理解できないのだけれども、その辺いかがでしょうか。

それに、あえて言いますと今回社会福祉法人に関して認可することに対して私は反対しません。それが正解だと思っています。だけれども、今回はっきりしたシミュレーションも、どうなるかも分からない。さらに、先ほどから答弁が全然、時間かかるような、だから何も決まっていない状況の中で、今回の9,500万自体取り下げたほうがいいのではないですか。いかがですか。

○委員長（伊藤 昇君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時26分

再開 午前11時28分

○委員長（伊藤 昇君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

○さくらの園・園長（柏渕 茂君） お答えいたします。

まず、このさくらの園のシミュレーションについてでございますけれども、このシミュレーションは単純に入所者が減っていった場合のマイナスになる金額ということで出したシミュレーションでございます。今後については前の全協でご説明申し上げた資料2とコンサルティングの中の報告書の中にも載っていますけれども、まず給食を委託化を検討したいということで、その部分で大体1,500万ぐらい年間で変わるだろうということと、あとは今まで取れていないやつの加算がありますけれども、そこは順次加算を取得していつて、そこ増収を図りましょうということで考えてございます。あと、合併に向けて当初退職の意向を示している職員もございますので、人件費も若干下がるだろうというふうに考えてございます。そういった部分を含めた上で少しでも圧縮できるような形で改善を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○保健福祉子育て課長（宮崎弘光君） 私のほうからシャリテさわらのシミュレーションの関係で、この4,000万の赤字の部分どう捉えているかという部分なのですが、以前の外部監査、昨年行った外部監査においても100%になってもなかなか黒字にはならないというような報告も上がってきておりまして、今回同じような形で100%になったらどうなるのかということで、4,000万円程度赤字になるというふうになっていることに関してはやっぱりそうなのかなというところで捉えております。ただし、今回統合をすることによってシャリテの森を再開し、79床もしくは10床ショートを利用した89床になることを考慮すれば、その部分はやはりスケールメリットを生かしながら、そのところを限りなく赤字にならないように努めていただきたいなというふうに考えております。

あと、もう一点、新規採用の部分につきましては、これまでシャリテさわらのほうは夜勤の部分に不安がございまして、職員を回すのがかなり大変な状況でした。そこで、夜勤をできる体制にということで1人採用したというふうに伺っております。

○保健福祉子育て課参事（萩野友章君） 私のほうからは要介護認定調査員の募集の関係でお答えいたします。

こちらの部分につきましては、昨年うちの課のほうで会計年度任用職員が、実際この業務に携わっている職員なのですけれども、退職しております。それで、担当課としましてもここの介護認定調査の部分に関しては早期にやらなければいけないという部分も事務的にありましたので、昨年度から募集はかけております。先ほどの総務課長の説明とも重複する部分あるかもしれませんが、実際に資格とか、あといろいろな部分で活躍できる方がいらっしゃれば、その部分に関してはその人材を使うことはできるのですけれども、現時点でもう当課といたしましてもここの認定調査の部分に関してはいろいろと負担かかっている部分がございますので、募集をかけているという状況です。

以上です。

○委員（松田兼宗君） 新規採用の問題なのですが、普通どうしても考えられない。もう1年以内に統合するという話になっているのです。1年、それ以下です。では、実際募集かけて新しい人がすぐ来るのですか。来る保証もないのに中長期的に来年の3月31日、それ以前に早く合併や統合することによって人材が出てくるわけですよ、黙って。それを待たないで募集すること自体理解できない。

さらに、シャリテの森に関しては困っているから採用するって、では今までどういう形でやっていたのですか。やっていたのでしょうか、それで。さも町が関わって統合するから、それを当てにする形で人を増やすのだというような、将来的なこと一切考えない中でやっている状態になっているのではないのと思えない。普通そんなのあり得ないでしょう。今までやっていたのを急遽人を入れたからといってうまくいくかという理由の部分あるし、新たに来るとも限らない状態の中でそういうことをやること自体、今統合の話している中で進めること自体全く理解できない。そんなの町民が理解してもらえますか、そう

というようなことやっていて。少なくとも1年以内、早ければ夏ぐらい、むしろ3月、4月ぐらいまでにもう異動も、全部統合できる可能性があるわけです。

さらに、答弁が、この間全協とか特別委員会等で話ししている答弁ころころ変わっているとか、何かよく分からない答弁、最終的に。そういう答弁が多いのです。例えば処遇改善資金の問題、さらに統合する場合の話の中で出てきたのがユニットケアの研修を受けなければならないとかという理由を言っているけれども、ユニットケアなんてオンラインでできるわけです。そういうふうには書いてあるではないですか、この中に。そしたら、何日かかるのですか、これ。四、五日の話でしょう、研修を受けるのに。それなのに1年もかけてやるの。そんな、これが理由になるわけがない。

それと、できるだけ早く統合することが赤字を減らすということだと私は思っているのです。その辺どう考えるとか、そのためシミュレーションを、早く黒字化するためのシミュレーションを何か年計画で立てなければならないのです。それがなくして統合の話ができるわけがない。この場で議論することもできないわけですよ、はっきりした数字が出ていないから。誰も納得できないでしょう。今ここでユーチューブで見ている人たちが納得していますか。してもらえんと思いますか、今までの答弁の中で。できるわけがない。だから、私がさっき言ったように取り下げたほうがいいのではないですか、これ。いかがですか。

○委員長（伊藤 昇君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時36分

再開 午前11時37分

○委員長（伊藤 昇君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

○さくらの園・園長（柏渕 茂君） お答えいたします。

僕のほうからは処遇改善加算とユニットケアの部分についてでございます。まず、ユニットケアのリーダー研修が1年かかるということではなくて、そういった部分も含めた上で職員の育成に時間がかかるという部分で話ししてございます。それだけではないです。何度も言っているように、リスクを……

（何事か言う者あり）

○さくらの園・園長（柏渕 茂君） それだけではなくて、要は職員の育成、ユニットに慣れていない職員がいるので、ユニットケアのリーダー研修をまず受けさせなければいけない。あと、3か所施設を、他の施設がユニットの施設を、それ以外の職員については勉強をさせてスキルアップをさせていかないと入所者の安全、安心の担保ということからいってしまうと非常に厳しい状況になる可能性もあるので、我々としてはその部分を、職員の教育をさせていきながら、そこをスキルアップを図りたいということで当初お話ししたと思います。ただし、統合時期につきましては、先ほど副町長のほうからご答弁あった

ように、やはり赤字額をできるだけ小さくする観点から可能な限り早期の移行ができないかについても検討を行ってまいりますという話をしてございます。これについては当然財政支援の減額にもつながることでございますので、これは検討してまいるというふうに考えてございます。

処遇改善につきましては、先ほど野口委員の部分でお話ししたとおり、今後については他の市町村の部分も含めて、取っている部分がございますので、そこについては今状況が変わっている中で、また新規に取れるかどうかということも含めてそこは検討を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

私のほうからは以上でございます。

○保健福祉子育て課長（宮崎弘光君） 私のほうからは新採用の部分についてお答えいたします。

シャリテの森のほうでは恐らく、先ほどの答弁とちょっと重なると思うのですがけれども、夜勤体制がなかなか整わないということで、人員的には総数でいえば足りていた状況かもしれませんが、結局夜勤の部分が対応できないのでということで採用したというふうに伺っております。ただ、私どものほうに相談して採用したわけではなくて採用した後このことについては分かった内容でございますので、私どものほうでそれを今採用するのはおかしいのではないかなというようにお話をするわけにもいかないような状況でございました。

あとは、この予算について取り下げたほうがいいのではないかなという部分についてでございますけれども、これはあくまで統合までの間、介護難民を出さないというのがまず大前提にございますので、やはりシャリテさわらの今の状況、今年度については四半期ごとに補助してきましたけれども、あくまでもぎりぎり、ショートしないお金を補助してきてございますので、これ新年度早々に打ち切った場合、ショートするのは明らかでございます。そうすると、先ほどからも申し上げている介護難民を出すことにつながりますので、ここは私どもとしては何としてでもこの予算を確保したいというふうに考えております。

○委員（松田兼宗君） 介護難民を出さないというお題目、それに寄りかかり過ぎていませんか。昨日たまたまこのユーチューブを見ている人が来まして、あれだと町民1人1万円負担するということになるのではないのって言われたのです。確かにそのとおりだと私思いました。その問題なのです。介護難民を出さないというのにお題目挙げて、それに寄りかかって、そのためにやるのだというお題目を挙げて、それに寄りかかり過ぎていませんか。町民の負担、そしたらそれだけ全部負担かけるわけです。だから、今回統合1年以内に、来年の3月31日までやるというシミュレーションを出していますけれども、それをできるだけ早くやる必要があるのだと私思うのです。それが一番赤字を減らすということなのです。それで、最低で何日、いつ頃まで最短でできるというふうに考えているのか。なぜ3月、年度内にこだわる必要があるのですか。その辺まず聞きたいというのと、先ほどから答弁がころころ変わっているというのは、例えばショーステイの10床の問題にし

でも振興局と話をしているという答弁を全協の中で聞いているのです。そしたら、野口議員の一般質問の中で何もやられていないという話が出てくるわけです。今日の話も何かあやふやな、やっているのかやっていないのかよく、中身的にどういうふうなことを言っているのか、ただ電話で問い合わせ、それをやっているということを言っているのですか。中身が伴わないって、言葉とその裏にある中身が全然かみ合っていないのですよ、話聞いていると。ころころ変わるから、中身が。だから、その辺からすると全然理解できないというよりも納得させることはできないでしょう。ここにいる委員の人も含めて町民が誰が納得しますか、そんなやり方で。

それで、聞きたいのはとにかく社会福祉法人にするために短期でいろいろやろうとする場合、いつまでできるのか。多分そんなシミュレーションなんて考えてもいないわけですよ、あなたたちは。3月31日、1年分余裕を持たせて、ではこの話というのは、統合するという話というのももう1年も前から出ているのです。何をやってたのですか、あなたたちは。そういう問題になってくるわけです。だから、いつまでできるのか。短期でやらなければならない。そして、計画はいつ黒字になるのか。その間町が全部財政的な部分で持ち出しをして、補助金を出していくということなのか、黒字になるまで。赤字がずっと続いていくわけですよ、これから。その辺いかがですか。

○委員長（伊藤 昇君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時45分

再開 午前11時46分

○委員長（伊藤 昇君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

○さくらの園・園長（柏渕 茂君） まず、先ほどの介護職員のユニットリーダーの部分でございますけれども、4名を行かせる予定でございます。それで、4日間という話でしたけれども、レポートを出したりだとか、実地で研修を、施設に行ったりだとか、ズームでできる部分も一部ございますけれども、最終的にはやはりその部分というのは実際今勤務している中から出すわけですから、そこについては委員おっしゃっているように3日、4日で全部済むものを1年かけてやるのかということの議論ではなくて、それを勤務の中で出していくから時間がかかる、一人一人出していくから時間がかかるのですよという話でございます。

あと、僕のほうは最短でいつ統合できるかという話でございます。ですから、先ほどから答弁をしておりますが、統合時期につきましては当初3月31日でさくらの園移動して4月1日から統合するというお話したと思うのですが、今後については赤字をできるだけ小さくする観点から可能な限り早期の移行ができないかについても検討を図ってまいりますということで回答していることでございます。これは副町長の答弁もそうでございますけれども。ですから、いつなのかというのは今これから検討して前倒しを

進めてまいりたいというふうに答えてございますので、今の段階ではいつということとはちょっと言える状況ではないということでございます。

私のほうは以上です。

(何事か言う者あり)

○さくらの園・園長(柏渕 茂君) 引き続きすみません。足りない部分でございます。今スケジュールについては一応6月の補正、また初期投資等々もございますので、まずどのぐらいになるのかという部分につきましては当然スケジュール等々の、補正する場合にスケジュール等々も必要になってございますので、4月末までにスケジュール等については回答をさせていただきたいというふうに考えてございます。これが統合のスケジュールの前倒しということでございます。

あと、先ほどのリーダー研修の部分でございますけれども、実習も含めるとやはり2週間程度要したりだとかするものですから、その部分も加味して交代で行くという形になります。それと、1点は受皿として、要するに施設で受皿の施設もございますので、我々のほうで手挙げしたからといっていついいということで勝手に決めれる研修ではございませんので、そういった部分も加味した上で今後そこら辺のところのスケジュールも一緒に詰めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○保健福祉子育て課長(宮崎弘光君) 私のほうからは今後も補助し続けるのかという部分についてお答えいたします。

冒頭副町長のほうから答弁させていただいておりますが、この移行期間、統合の移行期間終了後においても必要に応じて一定の関与をしながら支援を行っていく考えでございます。

(「答弁漏れもあるんだけど」の声あり)

○委員長(伊藤 昇君) では、4回目ですけれども、特別にどうぞ。

○委員(松田兼宗君) 今の統合でこれから関与していくという話は要するにどうということなの、それ。補助金を出しまくるということなのでしょう。そういう意味でしょう。だって、赤字でどうやってやっていけるの、社会福祉法人だって。だから、いつ、どういう形で、何年後で黒字化するかというシミュレーションも何も出していないのですよ。その間そしたら町は何億という金を出さなければならないということになってしまうではないですか、そのままでいくと。だから、シミュレーションを出せと言っているのです。おかしいのだから。だから、今回の9,500万の話ではないのです。先考えたら来年度も、社会福祉法人に統合された場合以後も、赤字になった場合、誰がそれを面倒見るか。町が面倒見るしかないではないですか、今までの流れからすると。去年も6,800万出しているのですから。そういうことになりませんか。そしたら、それをいつまで、赤字を垂れ流すような仕組みを、運営をやっていくのですか、ずっと。だから、それを改善するためのシミュレーション、どういう形でやっていくかを出しなさいということなのです、私に言わせると。

それがないと納得なんてできないです。

それと、もう一点、前も言ったときあるのですが、先ほど質問したのに答えていないので、補助金ではなくて貸付金ということは考えないのですか。どうしても補助金になると相手のほうというか、社会福祉法人が甘えが出るはずなのです。どうせ町に面倒見てもらえるって話になってくると誰が仕事しますか。ただ、問題は今回のシャリテさわらに出した場合に、ほかにもあるのですからね、社会福祉法人が。今後こういう問題がなった場合、お金を町から出す、補助金を出していくということになっていくわけです。ますますそうすると町の負担というのは出てくるのです。その点の整合性をどう取っていくのか。全然答えになっていないのです。今までそういうのを一切答えていないです。いかがですか。

○委員長（伊藤 昇君） 暫時休憩します。

休憩 午前 11 時 53 分

再開 午前 11 時 56 分

○委員長（伊藤 昇君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

○保健福祉子育て課長（宮崎弘光君） お答えいたします。

まず、1点目です。改善するためのシミュレーションはないのか、これについてですけれども、今回追加資料で提出されている50床を満床にした場合で4,000万の赤字という部分と、それを29床プラス、もしくは39床プラスという部分でのスケールメリットを生かしたことによる赤字の減少、そういう部分はイメージはありますけれども、あとそれからこちらから5年間については職員の給与部分で若干、町職員が向こうに派遣で行くという部分もございますので、それは赤字の減少の要因になると思っております。ただ、それ以降のこともございますし、やはり健全な経営をしていただくというのが大原則であると思しますので、この改善のためのシミュレーションというのは今後シャリテさわら側と協議をしながら検討していきたいと考えております。

あと、貸付金の部分でございます。恐らく大分前の財政支援、昨年の財政支援のときにもご説明していたかと思えます。あのときももうシャリテさわらが経営破綻寸前というような状況の中で、たとえ貸付金とした場合、返済能力がないというような状況の中で補助金というような形を取った経緯もございますので、今も同じような状況でございますので、やはり貸付金というのは考えてございません。

あと、ほかの社会福祉法人も存在するということで、同じような問題が出てきたらという部分、これにつきましてもこれまでの全員協議会等でご説明してきた経緯もございますが、今回のケースというのは設立の経緯だとか、特別養護老人ホームをできるのは社会福祉法人だけだとか、いろいろな今回特有の条件といたしますか、状況というのもございまして、財政支援するというようなことでこれまで進んできてございますので、他の社会福祉法人が同じような状況になった際にはその内容を精査して、内容についてしっかり協議し

た上で方針のほうは決めていかなければならないというふうに考えております。

○委員長（伊藤 昇君） まだ質疑者がいらっしゃいますので、ここで昼食のため1時10分まで休憩といたします。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時10分

○委員長（伊藤 昇君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

長瀬副町長より発言の申出がありましたので、許します。

○副町長（長瀬賢一君） まず、答弁の調整に時間を要しておりますことにつきまして大変申し訳ございません。議論とかみ合った答弁となるように整理しているところでございますので、ご理解をお願いいたします。

私のほうから先ほどまでの答弁に補足をさせていただきます。まず、今後の財政シミュレーションにつきましては、さわら福祉会とも協力しながら早急に作成を進めてまいります。内容については、統合を前倒しできないかという点も含めてスケジュールを整理し、遅くとも6月会議前にはお示ししたいと考えております。

また、6月会議におきましては、統合のスケジュールと併せて7月以降に必要となる財政支援補助金について改めてご提案させていただきたいと考えております。統合スケジュールの短縮と補助金額の縮小に向けて最大限努力してまいります。現在のシャリテさわらの資金状況を踏まえますと4月時点での資金ショートが見込まれる状況であることから、今回上程しております9,540万円のうち、当面必要となる2,610万円につきましてはご理解をお願いしたいと考えております。なお、残額につきましては4月会議において減額の整理をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。入所者の皆様の生活が途切れることのないように責任を持って対応してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

○委員長（伊藤 昇君） 引き続き目4老人福祉総務費、質疑ございますでしょうか。

○委員（河野 淳君） 同じく負担金補助及び交付金の社会福祉法人の財政支援補助金と繰出金の介護サービスの特別会計の繰出金について質問いたします。

この間半年ぐらいですか、いろいろな話が二転三転して、すごくスピード感のある決断だったのかなと思うのですけれども、行政としてはスピードがあり過ぎるので、私含めてどういう経過でこうなったのかというのがいまいち整理ついていないので、私の中でこういう経過だったのではないかなということで確認して、もし間違いがあれば訂正していただきたいと思います。当初さわら福祉会のほうからこのままでは運営ができないということで、今年度からの経営について支援いただきたいという要望書が参りました。町の方針としては、介護難民を出さないようにするというのを念頭に経営資源の統合ということでまず考えているということで1番目のお話をいただいたと思います。その後9月議会で

すか、10月ですか、さくらの園、特別会計を軸に統合していくということで、場所はシャリテのほうを使うということで考えが出されておりました。そのときも扱いは一般職員に準ずるということで、そうするとさくら福祉会の赤字部分とさくらの園の赤字部分そのままになってしまうけれども、スケールメリットを生かして今後運営していくという話でございました。その後、年が替わりまして、経営資源の統合ということは同じなのだけれども、社会福祉法人のほうに軸足を移して、人の配置等もあちらのほうをベースとして考えていくということで、それであれば人件費も社会福祉法人のほうをベースとして今後動いていくというような流れになっていたと思います。

最初の考えだと経営統合するということで、ただ統合しただけだとさくらの園大体6,000万から8,000万、シャリテ大体8,000万から1億ぐらい、単純に足しますと1億6,000万から8,000万ぐらいの赤字が毎年出てしまうという、単純な話、単純計算だとそういう話になるのですけれども、そこでスケールメリットを生かすと、なるべくそこを出さないということで多分当初お話しされていたと思います。期限については令和9年度中ということで、9年度の頭ではなく、9年中にはなるべく統合していくという最初のお話だったと思います。年明けてから社会福祉法人でやるということで話しされた段階では社会福祉法人の財政支援のほうに切り替えるということで、当初考えていたよりも町の負担分は減ったと認識しております。何回か大きな方針が変わったのですけれども、軸としては介護の難民を出さないということと町の財政負担をなるべく減らすという部分であれば、何回か大きな変更はあったのですけれども、変更する都度、その部分が増大するというわけではなく、なるべく少ない方向で今進んでいると思います。

先ほどから本当に1年間かかるのかという話で、なかなかそこをすっぱり答えられなかったと思うのですけれども、私のほうの考えとしては今いる職員の方もシフトの中で業務されているということで、そこからまた研修を受けるということは、それプラス研修の時間が必要だということで、どうしてもシフトの空き時間ですとか、追加業務ということでやらなければならないということで、どうしても一日いっぱい研修やっているという部分が難しいので、ある程度グループで移るためにはそれなりの期間が要するのではないかなというような感想を持ちました。一番遅くなって令和8年度末というお話なので、その辺実際移っていけばだんだん早めていけるのだろうという希望的観測も含めて、今話ししているのは最低限のお話で、今後やるにつれ状況は悪くなるというわけではなくて、よくなる方向で進めていくというような認識でよろしかったでしょうか。

○委員長（伊藤 昇君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時17分

再開 午後 1時17分

○委員長（伊藤 昇君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

○副町長（長瀬賢一君） お答えします。

河野委員おっしゃるとおりでございます。町では統合が8年度末、これがありき、9年度初めありきではなくて、可能な限り、先ほど冒頭で申し上げましたとおり、最大限このスケジュールの短縮と補助金の縮減、これに努めてまいりたいというふうに考えてございますので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

以上です。

○委員（河野文彦君） 同じくシャリテのところなのですけれども、昨年に引き続き8年度もという話になっているのですけれども、令和8年度のシミュレーションといたしますか、収支予測を見ても全く努力した跡が見られない。改善しようという気もないのかな、これ。去年より大幅増額で、ましてや自ら運転資金を確保する動きもしない。返す当てがないから下さいなんて話あるのかな、これ。あり得ないでしょうって僕は思うわけ。

そんな中で、お話の中でシャリテさんは公共性が高くて特別なのですというお話をずっとするのです。必ずこれしてきますよね。では、公共性って何なのだろう。民間業者とは違います。シャリテは設立の経緯から公共性が高くて高くてという話を必ずするのですけれども、では民間の方々って公共性低い。ただ金のために商売しているというの。そういう認識なの、町は。そういう認識だから、そういう言葉が出てくるのではないのって思ってしまうのです。だから、その辺を、これもう担当課に聞いてもどうしようもないと思うので、町長からぜひお話しいただきたいと思うのですけれども、このシャリテの公共性って何なのだろう。ちょっとこの問題の一番最初の話にまた戻ってしまうかもしれない。でも、今ほどたくさんの質疑は、この補助金を出して、その統合云々になってきてからのテクニカルな話で大分時間を費やしているようですけれども、私はもう一回この原点の部分に立ち戻ってこの問題は議論すべきではないのかなというふうに思うので、もう一回基本の部分に立ち戻らせていただきました。繰り返しになりますけれども、町長の言う公共性、民間にはない公共性とは何か、民間に対する公共性という部分についてどういう認識でいるのか、まずそこをお願いします。

○委員長（伊藤 昇君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時20分

再開 午後 1時22分

○委員長（伊藤 昇君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

○副町長（長瀬賢一君） お答えいたします。

公共性の部分についてのご質問でございますけれども、まず普通の地方公共団体が民間主体や法人に対して補助を行う自体は、地方自治法の第232条の2により公益上必要がある場合に可能とされております。今回の支援は特定の事業者を恒常的に優遇する趣旨ではなく、町の高齢者福祉の基幹機能、特別養護老人ホーム機能を統合の過渡期に途切れさせな

いたための公益上の必要性に基づくものというふうに整理をしてございます。この基幹機能については、特別養護老人ホームが老人福祉法第20条の5に規定される施設であり、制度上の対象者を受け入れる施設類型であることを前提にしております。

また、町は介護保険の保険者として介護保険を行う主体であることが介護保険法第3条に規定されております。したがって、シャリテさくらに対し移行期の機能維持に必要な範囲で支援を行うことは、町が地域の介護基盤を維持する観点から地方自治法上の公益上必要要件に基づいて説明し得るものであるというふうに町としては考えてございます。

以上です。

○委員（河野文彦君） 今簡単に言えば出せる根拠を説明してもらったのかなと思うのですが、出すことが可能だから義務ではないわけだ。そこで、またさっきの話に戻るけれども、全く努力しているふうに見えないのよ、シャリテさんが。悪いけれども。それなのに、7年度分もあって、8年度は増額してまた要求してきて、はいはい、出しますからという形でしょう、今のところ。これ町民納得していないですよ、多くの町民は。町長、まさかシャリテさんがさくらの園も町から補填しているのだから、私たちにも下さいよなんて簡単な思いで言っているのではないでしょうね。もしそんなことだったら大変だ。

というところで、私本当にシャリテさんがもっと努力しないと駄目だと思う、まず第一に。先ほど甘えがあるのではないかなというようなご意見もありましたけれども、本当にそのとおりだと僕は思っている。なので、ここもう少しシャリテさんのほうに、それこそ経営改善をもっと自らが努力する、自らがそれこそ身を切る改革をしてからの町民に対するお願いであればまだ議論の余地があるかなと思うのですけれども、全くしないでしょう、この資料を見る限り。そこでプロパングス代が何十万安くなるとか、そういうレベルの話ではないのです。その辺をどう思うかというところをまず1点と、今後関与、一定程度の関与をしていくというようなお話があったのですけれども、一定程度って何ですか。だから、最終的に二転三転して現状の社会福祉法人の形態のままで運営するというような今のところの最終結論のようでも、ではそれ誰が責任者として誰が経営していくのだろう。それに対して町はどのように、一定程度って何なのか、それをもう少し詳しく聞きたいです。

今の体制で今のままやっていたら結果は一緒です。毎年補助金下さい、下さい。出さなければ入居者大変なことになります。僕からすれば半分おどしです。それで、介護難民を出さないように、介護難民って何ですか。それも聞きたい。もしあの施設が経営立ち行かなくなって閉鎖という、最も大変な状態というのは閉鎖というところだと思うのですけれども、閉鎖もしなったらほかの施設に移ってもらう。可能ですよね。それを介護難民というのかな。あの場所で施設に入居することだけが介護なのだろうか。ほかのところに転院する場所もない、本当に行く場所もなくて閉鎖されたロビーにベッド並べられて、そこにいなければならないといったら難民です。そんなことがありますか。だから、簡単に介護難民が出るというように、何かこれこそまたおどしのような言葉で言っているけれども、難

民なんて出るのですか。もしそういう事態になったら今の施設がしっかりと転居先を見つける、それぐらいするでしょう。それが責任でしょう、社会福祉法人の。それすらやらない、あの人たちはそれすらしないでぶん投げる心配があるから、私たちが何とかしなければいけないということなの。その辺もお願いします。

○委員長（伊藤 昇君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時28分

再開 午後 1時28分

○委員長（伊藤 昇君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

○副町長（長瀬賢一君） まず、1点目ですけれども、経営努力をしていないのではないかとこの点につきまして、これにつきましては当然町から町の貴重な財源を使って補助金を支出しているわけですので、その点につきましては、これからも経営努力についてはしっかりと指導をしていく必要があると、私どももそれは捉えております。そこにつきましては今後もしっかりと指導していかなければならないというふうに考えてございます。

また、一定程度ということでございますけれども、これはやはり努力をしていただいて、なおかつ赤字が出てしまう部分という点については、これは町も必要な支援、根拠は先ほど来申しておるとおりでございますけれども、町が責任を持って介護の基盤を守っていくという観点から、これは赤字が出た場合には一定程度ということで、努力をした上でということで、していただいた上でということでの一定程度という意味で捉えていただきたいというふうに思っております。

また、介護難民につきましては、これはおっしゃるとおりほかの施設に移ることができない、閉鎖した場合の混乱によって急にその方々が行き場を失ってしまう方のことを指しております。そういったことで整理をしております。

以上でございます。

○委員（河野文彦君） 改善努力が見られないというところに対しては今後しっかり指導していくというような答弁だったかと思うのですけれども、去年からこの問題で、去年、7年度支出のときもいろんな意見出たと思うのです。また8年度にお願いします。この間指導してこなかったのですか。私からすれば本当にしない、同じ状態でまたきている。そして、それをはい、よしよしとしてこうやって予算化している。では、いつ指導するの、これ。指導監督。全くしていないから同じような予定で出てきたのではないの。そうしか見えない。だから、今みたいな質問があれば今後今後今後って。信じられないですよ、はっきり言って。前回から今回まで全く何もしているように見えないから。数字として、切り詰めた数字として表れていないから。心の中では努力します、努力します、あれもやりたい、これも詰めたいて言っているかもしれないけれども、これだけの時間あったら8

年度のこの予定に対して数字として表れるはずです。表れていないもの。本当に言いなりになっているのではないですか。そこをもう一回改めて町長から聞きたいです。

それと、ある程度の赤字は仕方ないというお話。いろんな事業あります。さくらの園に限らず、例えば森町でいったら上水道だとか下水道、あれは誰がやったって採算が取れないです。無理です。あれはしっかり町が町民に相応の負担をしていただいて、事業として維持していかなければならない。これは十分に理解できます。そうしなければならない。独自で採算なんて絶対取れるわけないですから。けれども、何でだろう。社会福祉法人、ましてや旧砂原時代の絡みがあるから赤字でもいい。民間で、繰り返しになるけれども、ほかの方のお話。民間で普通に黒字で経営している社会福祉法人ってたくさんあります。何でここだけこんなに赤字しなければならないのと。努力していないからでしょう。補助金下さいと言えば、はい、どうぞって出すからでしょう。少なくとも去年からこの8年度の予算にくるまでにもうそのスタンスがもろに出てしまっているのだと思うのです。これ町の接し方に大きな過ちがあったからだと思う。それこそ甘えです。その結果が、今の議論にまた戻ってしまうのですけれども、その姿勢が。なので、これ本当に、先ほどの同僚委員のお話ではないのですけれども、本当に考え直したほうがいいのではないですかというぐらい大きな問題です。これが町の財政規模を考えて数百万ぐらいだったら、まだ町民1人当たりの負担額でもし割り返したとしたらそれほど大きくないですから。行財政改革は小さな数字の積立てとは言いますけれども、それほどの町の負担であるお願いというか、シャリテ側からのお願いというか、それぐらいの許せぬ範囲といいますか、検討する範囲を明らかに超えている。毎年1億くれでしょう、これ。どうするのですか、こんな状況続けて。これ一定程度の関与で社会福祉法人のままで継続して事業をやらせたら、また同じです。何の努力もせずに。目に見えています。なので、今は一旦立ち止まってもう一度考え直さなければならないというふうに思うのですけれども、いかがでしょう。

○町長（岡嶋康輔君） この間に関するシャリテさわらへの経営改善に対するご評価ということで、これは真摯に私たちも受け止めなければならないし、そのような数字上の精査でそのような評価だということに関しては、これは正面から受け止めなければならない部分であると私も思っておりますし、当然交付金を補助金として入れている運営母体、さわら福社会さんのほうにもそれはそのようなご意見がある、議会からの評価であるというところはしっかり伝えなければなりませんし、しっかりと受け止めなければならないというふうに捉えております。だからといって、全く何も努力もせず、ただ補助金くれって言えばもらえる、そういうことでは私はないと思います。そのような点に関しては、やはり統合推進人材が法人の中に入って今の現状等々も逐次報告してきていただいております。本当にいろんな説明はさせていただきました。例えばプロパンガスの話にしても当時の経緯、またガスを入れるために造られた建屋というか、あの話もありました。それもなかなか難しいという話もそうですし、人件費の削減の部分についても、これは一定程度致し方ないのかなって思う部分もございます。特別養護老人ホームのまさに性質上、止めるわけ

にはいかないと。

この話が私が町長になってから本当に1年、2年後ぐらい、まさにコロナの真ただ中、本当に29床、地域密着型の部分です、あれを造ってサービスの改善、そしてまたいろんな方々を受け入れたいというその法人の思いとは裏腹に、本当に人員採用もうまくいかない、いろんな内部の問題も多かれ少なかれあったと思います。そういった中においては、そういう財政支援の話の中で本当に突き詰めてもらうところは突き詰めてきてもらいました。一定程度という言葉の中には、本当にこれは捉え方によってはすごく曖昧な表現でもあります。しかしながら、町といたしましても、先ほど副町長から答弁させましたとおり、特別養護老人ホームの介護サービス、そして保険者としての立場、そしてまた老人福祉の大きな政策の中においては、この特別養護老人ホームというものは私は残していかなければならないと思います。当然社会福祉法人として運営していただく上においてはできる限り最大限経営努力をしていただかなければならないし、この間河野委員からご指摘いただいた経営陣も替わっていただいて、そして新たな方針としての方向性というものも一緒に行政も伴走して私はつくり上げて方向性を見いだしていきたいと思います。

経営と一言に言いましても、やはり特別養護老人ホームの運営に関しましては、全国を見ると確かに赤字に転落せず、一応の黒字基調というところで運営している施設は確かにあります。しかしながら、そのような施設に関しては、例えば病院と、そして特別養護老人ホーム、障がい者施設、様々な施設を複合的に持っている、そういう経営体の中で私は黒字化を果たしているものなのかなと考えます。そういう意味においては、やはり今のシャリテさわさんは単独で特別養護老人ホームを持っております。我々もさくらの園と、そして病院の、国保病院です、連携の中において双方の経営改善という要素を見いだしていった中であります。そのような方向性も踏まえて、この地域において特別養護老人ホームと密接に関わり合う病院と含めたこの介護、福祉の仕組みを今回を機に私はもう一度再定義してつくり上げていかなければならないと思っております。そういった面では、繰り返しになりますけれども、重ねて経営努力のほうは我々も含めてシャリテさわさんのほうに図って、指導してまいりたいと思っております。

以上です。

○委員（河野文彦君） 今ほど町長は黒字化出しているのは本当にごく一部、限られた、何か好条件のあるところ、だから黒字にできているのだというようなお話だったかと思うのですけれども、そんなことないです。単独でやっているところで、そんな附属の病院があるとか、そういうのがないところでも普通に黒字しているところたくさんありますよ、民間だと。だから、そこは町長もうちょっと認識変えたほうがいいのではないかなと思って見ていました。以前はシャリテさんも安定した経営をしていたと思うのです。何かというとコロナがとか、人材難でとか、どこの施設も一緒ですよ、条件。どこも、全国、町内も。何でここだけ特別なの。ほかのところはちゃんとそれで利益出しているのです。では、何でここだけこういう状態なのかというのをもっと分析しなければ駄目ではないですか。

向こうから幾ら足りません、足りません、それだけうのみにして。だから、何で足りなくなったのかがもう全然説明不足。そこをもっと突き詰めないと町民も納得しないと思います。だから、本当何度も言いますが、なぜここだけ赤字なの。ほかは利益出しているの、みんな。建物も自分で支払い、償却もし、そういう施設いっぱいあるでしょう。なぜここだけ赤字なの。なぜここだけ許されるの。なぜここだけ町民がみんなで負担しなければならないの。そこをもっと深く突き詰めて、町民が納得できるような説明がなければとても認められないと思います、こんなの。と僕は思うのです。

やっぱり今の経営陣を町長は、どのタイミングか分からないですけども、替わっていただいて、新たな経営陣での経営に挑みたいというようなお話ししていますが、それだったら早いほど、早ければ早いほどいいと思います。もう既にそういう打診というのはしているのかな、どこかに。もうそれ既に始めなければならないのではないですか。もう来年云々まで話来ているのです。どういった形で、方向性でいくというのはもう町長の頭の中でも固まったのでしょうか。まさかまだここからやっぱり町営でなんて話にならないですよ、幾ら何でも。もうこれが最終意思決定ぐらいなところまで来ているのかなと思いますので、このスタイルでもしいくのであれば、もう既にどういった方に経営を委ねるか、そういったところの人材の確保にも動かなければならないのではないですか。確かに簡単にはいかないとは思いますが。でも、町内にだって民間施設を運営している方でしっかりと経営して、しっかりと人材を確保して、しっかりと働いている方に生きがいを感じてもらい、働きがいを感じていただいている経営者はいっぱいいます。そういうところから少し意見も聞いてみたらどうですかと思うのですけれども、お願いします。

○町長（岡嶋康輔君）　ちょっと順番は逆になりますけれども、経営陣の話、先日全員協議会でしたか、ご意見いただいたのは。その中において、それは当然委員のご指摘のとおり、経営陣に関しては交代していただいてというのは私の中から答弁をさせていただきました。しかしながら、今この現時点で、この議会の場において具体的な、例えばそういう人物、組織等に関して明言できる段階ではありませんので、そちらのほうはご理解いただければと思います。

そしてまた、他の介護施設というところでの民間で黒字を出しているところあるのではないかというお話もありました。確かに町内でも本当に、その会長というか、本当に民間ならではのいろんなノウハウを活用し、福利厚生等々いろんなことをされて職員さんを確保したり、あと施設長自ら地域の草刈りとか、用務員さんの的な仕事も兼務しながら一生懸命利益を出すというか、安定経営をされている方々からのご意見は本当にたくさんいただいております。確かにやれることはたくさんあると思います。しかしながら、ご理解いただきたいのは、そういった要素とは別に特別養護老人ホームの経営、そしてまた介護報酬、様々な立ち位置等も、これはやはり一定数、一定程度ぜひご理解いただきたいなと思います。

先日来ていただいた民間の介護施設の方とも、その代表の方ともお話しさせていただき

ました。町長、俺やってもいいのだみたいな話をされていました、その方も。ですが、ご存じですか。特別養護老人ホームですよ。一般的な高齢者施設とは違います。本当にいろんな制約もあるし、確かに黒字を出しているところも世の中にはありますけれども、本当によく整理して考えてみて、もう一度ご自身の会社の今のこのやっているものと見比べてみていただいたらどうですかというお話もさせていただきました。そしたら、確かに本当にいろんな制約もあるし、何より要介護3以上の本当に医療と介護の間を行ったり来たりするような方々、先ほどの説明にもありましたけれども、病状がちょっと悪化すればベッドを空けて病院に入院させなければならない、それを2か月も3か月も待たなければならない、そういった様々な要素が絡み合っております。その辺も一定程度、特別養護老人ホームの経営というところにはご判断の一つとしてぜひ組み入れていただければと思います。

以上です。

○委員（河野文彦君） 町長、今まだまだやれることがいっぱいあると思いますと言ったの、改善の中で。やれることをやらせてから受け付けなさい。と思います。

○町長（岡嶋康輔君） 委員おっしゃりたいことは分かります。改善ができていないという評価の中においては、その点を注視してお話しされているのかなと思います。しかし、先ほど来お話しさせていただいておりますとおり、この特別養護老人ホームの運営、そしてまたこれからの介護のそういったものに関しては、社会福祉法人と我々行政とが一緒になって、今は2つありますけれども、最後の1つになります。そういう意味においては新たな医療、介護のそういった仕組み、制度を一緒になってつくっていかなければならないという意味においては我々も当然やらなければならない、新たな仕組みも考えなければならない、それは当然経営という意味ではシャリテさんにもやっていただかなければならない点、それはこの間も担当課から説明させていただいております。おっしゃりたいことは本当によく分かります。懸念事項も皆さんと共有しているつもりでございます。副町長からも先ほど答弁させていただきましたが、その辺に関してはしっかりと努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○委員（高橋邦雄君） 経営改善の1点なのですが、この運営コストの増加などの背景に、赤字を伴っている施設というのは、この割合は従来型が前年度から45.2%です。これ逆にユニット型は0.4ポイント増の31.5%、特養の経営が一層厳しくなっているような状況で現在はあります。そこで、なぜこのような状況が今続いているのかという、これ2024年介護報酬改定の影響などでいつとき特養の収益加算は少し増加したのですが、このご時世の運営コストがそれを上回って上昇している状況であるのです。現在物価が長期化する中、介護職員の賃上げなどを含めまして費用の増加ベースも収益の増加が追いついていない状況であると思います。この収益構造を見ますと、黒字施設はなぜ黒字で施設を回しているのかという、この中ではやっぱり利用率や加算の算定率などに大きな差があ

ります。逆に赤字になっている施設というのは、利用者の確保に苦戦している上、各種加算の算定率も相対的にかなり低い状況で運営されております。町長も先ほどの答弁のとおり、シャリテさんも社会福祉法人として今後黒字をベースとして経営改善をしていただきたいという気持ちの中、以上の算定率や利用率の向上に向けて提言なり指導なりということとなさるということでよろしいですね。

○保健福祉子育て課長（宮崎弘光君） お答えいたします。

高橋委員おっしゃるとおり、その部分につきましては加算の部分だとか算定率の部分、指導してまいりたいと考えております。

○委員（高橋邦雄君） 算定率というのは介護職員処遇改善加算から介護職員特定処遇改善加算、あと1個、介護職員のいわゆる報酬が上がるような算定加算と、あと区分や要件に伴って4つの形を一本化するという形で改善策が今取られている状況なので、この改善策の処遇改善加算を取りやすいのは今の介護の世界にとって平等に行えるということなのですね、まず。中身として。今までこれ一本化になされず単独の加算になってきた状況で、やっぱり取り切れないような状況の施設が結構多々あったということで、法改正の中でこういう一本化という加算になったので、そのことをシャリテさんも社会福祉法人ですからきちっと理解していると思うのですけれども、その部分も含めて加算を、これからいろんな加算を落とさずに取るのだということで話されていますから、その部分もきちっと話合いの中で、どのような形で加算を取れるという話はできているのですか。

○さくらの園・園長（柏渕 茂君） お答えいたします。

これさくらの園のほうがまず取得が少ないのですけれども、これは合併することによって人員配置を、今さくらの園で賄えない部分をシャリテに賄ってもらって、今まで取れていなかった部分については、業務改善で取れるものについては今早急に取り組む努力をさせていただきます。あと、それ以外について、どうしても人員的な部分の配置だとか、そういうものに関する事で取れていない加算については、合併後に人員を配置を変えながら、全て取れる加算については取っていくという姿勢で改善に向かって進んでいきたいと考えてございます。

以上です。

○委員（高橋邦雄君） 1つだけです。介護職員処遇改善加算というのは、あくまでも介護職員に取った改善策なのです。これ介護職員に、総体的に言いますと介護職員処遇改善加算を取ったら3分の2は職員の報酬としてそれを上程しなくてはいけないのです。その中には施設の環境整備も含めまして、そういうのを整備した上で初めてこの処遇改善加算が取れるということなので、では今現在はそこに向けていけるのであれば環境も含めた部分で加算が取れる環境なのですか。

○さくらの園・園長（柏渕 茂君） お答えいたします。

段階別に処遇改善加算もあるのですけれども、我々のベースからいってしまうと人事評価も含めてそういう評価する制度が導入してございますので、高いほうの水準で取るよう

な形で進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○委員（河野文彦君） 委託料の軽度生活援助事業なのですが、以前家の前の雪かきというのですか、そういうものをお願いしたいのだけれども、なかなか雪かきというのも重労働のようでは対応できる登録の方がすごく少なくて困っているというような話を聞いたことがあるのです。それで、最近実態としてそういう例えば玄関前の除雪作業ですとかを実際に派遣していただく方が少なくて断らざるを得なかったような事案があるかどうかというのと、そういう作業に対応した方を募集する何か特別な努力といいますか、活動はしているかどうかをお願いします。

○保健福祉子育て課長（宮崎弘光君） お答えいたします。

委員おっしゃるとおり、シルバー人材センターにこの仕事は委託しておりまして、シルバー人材センターもなかなか人材不足というお話は伺っております。ただ、雪かきを断つただとか、そういうような報告は受けておりません。

あと、募集に関してなのですが、やはりシルバー人材センター独自で募集しているような状況で、町は直接は募集というようなことはお手伝いしていない状況です。

○委員長（伊藤 昇君） ほかに質疑ございますでしょうか。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○委員長（伊藤 昇君） 次に、102、103ページ上段から、目5 障害者福祉費、質疑ございますでしょうか。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○委員長（伊藤 昇君） 次に、102、103ページ下段から104、105ページ上段、目6 心身障害者医療費、質疑ございますでしょうか。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○委員長（伊藤 昇君） 次に、目7 ひとり親医療費、質疑ございますか。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○委員長（伊藤 昇君） 次に、目8 後期高齢者医療費、質疑ございますでしょうか。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○委員長（伊藤 昇君） 次に、104、105ページ中段から106、107ページ上段、項2 児童福祉費、目1 児童福祉総務費、質疑ございますでしょうか。

○委員（斉藤優香君） 105ページの委託料の子どもへの暴力防止プログラムのことなのですが、これは対象は誰になるのかということと、何回ぐらいどこで予定していますか。をお願いします。

あと、もう一つ、18の負担金補助及び交付金の中の学童保育所の運営に関してなのですが、さわらも森も同じぐらいの、800万ずつぐらいの運営費の補助になっていると思

うのですが、さわらのほうは7人ということで、森のほうは四十何人で、もう場所も狭い、見るところもないというような状態で、このような資金配分というかは致し方ないことなのか、それとももう少し7人のほうを運営費をあれして森のほうに充てて、違う場所も借りるような用意はないのかというところをお願いします。

○保健福祉子育て課参事（葛西十夢君） お答えいたします。

まずは子どもへの暴力防止プログラム業務委託のことについてのお話でございます。これは、令和8年度から教育委員会のほうから事務移管とする事業でございます。今ご質問ありました対象についてなのですが、小学2年生と5年生を対象にしております。そのほかに大人のワークショップとしまして教員と保護者も対象に行っていくこととしております。実施の回数だったのですが、森小学校のほうはクラスが昨年度については2クラスあったということで、2年生、5年生ともに2回ずつ開始するというところで行っています。鷺ノ木小学校、さわら小学校についても各1回ずつ、クラスが1つずつになりますので、1回ずつの実施となっております。そのほかの大人の教員と保護者の部分につきましても1回ずつの開催ということで予定してございます。

次に、学童保育の負担金についてなのですが、こちらのほうは町からこの運営事業者のほうに支出するための補助要綱というものを設けております。その中で、実際に利用する人数というのも大きくあるのですが、配置しなければならない支援員の数というのが人数が少なくとも2人以上配置しなければならないということで、人件費相当はやはり補助していかなければならないということで対応しております。その要綱が今手持ちで、口頭ではちょっと難しいので、あれなのですが、そちらの補助要綱の内容に沿って補助していくというふうになるとこのような金額になって、ほぼ同額という形にはなってくるのですが、実際にさわら学童ということよりも森方面の森学童保育施設については人数が40人を超えたりということがございますので、実際には運営事業者の努力で頑張っていて、たくさんの先生の人数も使っているところなのですが、この補助金額でやっていただくと。一方で、保育料については、たくさんの人数を受入れすることによって9,350円ということの保育料が事業者のほうに収入として入ってくる形になっているので、何とか運営事業者とこの補助金のほうでやりくりできているかなという、そういう感じで運営事業として進めております。

以上でございます。

○委員（斉藤優香君） 子供たちも安心して学校帰りに通える場所があるというのはとてもいいことだと思いますが、どんどんこれから増えていく可能性もあるので、その辺りをきちっと両方で話し合って、その施設が狭いのであれば次のところというのをもう今から考えていくようなことも必要かなと思うのですが、その辺りの協議というのは年何回とかというのは行われているのでしょうか。

○保健福祉子育て課参事（葛西十夢君） お答えいたします。

斉藤委員おっしゃるとおり、森学童保育施設には40人以上の児童が入所、利用している

という状況でございます。類似事業としてこひつじ保育園さんのほうでも学童保育に近い形で運営されていると、そちらのほうと協働しながら森町の就学児童についてお預かりしているという状況です。いわゆる民間の施設ということで、協働しながらこのニーズに据えているという状況でございますけれども、やはり新しい施設を建てて、またさらに人数が多いから施設を建てて受入れするというのはなかなかこの今財政状況では難しいところもありますので、学校の利用も含めて教育委員会とも協力しながらこの先のことは考えております。やはり運営事業者さんのほうからはこれ以上利用者が増えてくると手狭になるのでというご相談は毎回受けております。そのたびに必要な物品だとか、今回もそうでしたけれども、森保育所と新川保育所の閉園に伴って出てきた物品などを活用しながら、受入れするための例えばランドセルの置場ですとか、そういったところが不足するとなったときに不用となった物品を森学童保育施設のほうに持ち込んで転用するとか、そういった工夫をしながら何とか進めてきているところです。

その話合いの回数ということになりますと、やっぱり年々少子化が進んできて利用する児童というのも少なくなる見込みではあるのですが、今働くお母さん、お父さんというのが多くなってきている中で、利用者はやっぱり減らないというところも正直なところでございます。その辺については見極めていかなければいけないということで、利用の申込みというのが年度末の大体2月とか1月ぐらいに運営事業者さんのほうで募って大体人数が固まってくるのですが、今回については2月ぐらいに来年度の利用状況はこれぐらいですよということで、年に大体一、二回は事業者さんとその辺の話について協議しながら、どうやって受入れしていくかということについて協議させていただいているところです。

以上でございます。

○委員（山田 誠君） 105ページの報償費、これことぶき出産だと思うのだけれども、これ人数の配分どういうふうに見ているの。1人目、2人目、3人目、ちょっとその辺最初に教えてください。

○保健福祉子育て課長（宮崎弘光君） お答えいたします。

令和8年度の予算に関しましては、まず第1子の分が22名分、第2子の分が16名分、第3子以降の分として10人分を見込んで予算計上しております。合計48人分です。

○委員（山田 誠君） これ祝い金の金額がちょっと少な過ぎるのではないかなと。これは後で町長にも聞かなければならないけれども、先般道東かどこかで出産祝い100万というふうに出ていましたけれども、新聞等でも見たと思うのだけれども、今これらのものについていろんな面で相当経費等も高くなりまして、家計の生活を守るというのは大変だと思うのです。それで、やっぱりもう少し、どうせあげるのであれば本当の祝い金、もらってありがたいという金額を与えるべきだと私は思うのです。それでないと人口が、口では少子化対策どうのこうのってやっているけれども、さっぱり増えない。課長、今たった四十何人でしょう。いつもの広報見てごらん。死亡者何人いる、毎月。30人も40人も出てく

るわけ。1人減ると大体普通交付税が30万前後減るわけです。そういうことを考えたら、産めや増やせの時代ではないけれども、やっぱりある程度の補償補填をしてやって、人口を増やしてくださいというのが筋だと思うのですが、いかがですか。

○保健福祉子育て課長（宮崎弘光君） お答えいたします。

このことぶき出産奨励事業なのですけれども、出産を奨励して人口を増やすと、そういうことを目的とした事業でございます。この事業は平成26年までは第3子から支給するというような形で、27年度からは今度第2子、28年度からは第1子から支給するというような形で少しずつ拡大してきた経緯がございます。あと、それから町では医療費の助成だとか、あと保育料の無償化、あとさらには入学、卒業祝い金、あと給食費の無償化、町単独で行っている事業が様々ございます。それら子育てに関する事業に係る費用も相当な金額に膨れ上がってきている状況でございます。ですから、このことぶき出産だけというような観点ではなく、これらの子育て支援事業全体を見渡した形で総合的に判断して、その辺については検討してまいりたいと考えてございます。

○委員（山田 誠君） 町長、担当のほうはこういう言い方していますけれども、やっぱりこれでは全然増えるわけないです。やっぱり少子化対策というのは、なぜそういうふうになったかという根底的なものの原因を調べて、まず何する、生活するにしても先立つものは財源です。金ですよ、お金。お金がなければ幾らいいこと言ったって産めないでしょう。子供を育てていけない。それ町長の腕次第だと思うのです。もう少し大々的にばあつと出すような感覚はないですか。いかがですか。

○副町長（長瀬賢一君） お答えいたします。

少子化対策の観点から増額を求めるご意見につきましては、その気持ちは私どもも同じでございます。ただ、出生数の増加につながるかどうかについては祝い金の額だけでは大きく左右されるものではないのかなと。あと、就労状況ですとか、保育状況、教育の負担など、様々な要因が関係してくるのでないのかなというふうに思っております。先ほど課長からも答弁ありましたけれども、町といたしましては出生時の祝い金だけではなく、保育ですとか教育、あるいは子育て支援サービスなど、総合的な子育て支援の充実を図ることが重要であるというふうに考えております。いずれにいたしましても、少子化対策は重要な課題でありますので、他自治体の状況ですとか本町の財政状況を踏まえながら、子育て世帯への支援の在り方について引き続き検討してまいります。

以上です。

○委員（山田 誠君） 今副町長はそういうような言い方しましたけれども、やはりそういうものはどこの町村でもやっているのですよ、みんな。町長再三、いつも言っているように、行財政改革やるということだけれども、そういう面で削った部分をそういうものにあげないと人口が増えていきませんよ、絶対。幾らいい話したって。だから、この前新聞、テレビ等でも出ましたけれども、100万円だよ、100万円。うちみたく10万、20万ではないです。やっぱりそれだけないとこれからの世の中生活していくというのも大変な時代

に入ったわけだから、その部分を含めてどうせあげるのであれば思い切った政策をぶち上げて、森町はこうなのだよというような意識づけで新聞等でもばあっと、こう出す考え方はないですか。そういうことをやらないとやっぱり誰も産まないです。口では増やせ増やせと言ったって、何も補償補填もないもの。交付税、1人やれば30万ちょっと出るのどもの。それ4年間続くわけだから。そうしたら幾らでも、まだまだやれるでしょう。そういうことももう少し考えた部分で執行していただければなと思いますが、いかがですか。

○副町長（長瀬賢一君） お答えいたします。

今100万円という大変大きな金額ご提案ありましたけれども、やはりその財源確保するためには相当な町の財政力上げなければならないというところでございますので、そこは目標にしながら、そういった施策ができるような財政運営をこれからしっかりとやっていきたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

○委員（千葉圭一君） 107ページの節、扶助費、児童手当費についてお伺いします。

令和8年度の予算で1億9,000万を計上しておりますけれども、前年度の令和7年度に比べまして3,217万円ぐらいの増加を見込んでいるみたいですが、この理由は何でしょうか。

○保健福祉子育て課長（宮崎弘光君） お答えいたします。

昨年度というか、令和7年度につきましては当初予算が若干少なく見込んだ経緯がございまして、不足して補正増させていただいております。それで、7年度と比較してしまうとどうしても差が出てしまっているような状況となっております。今年度については不足がないように計上したつもりでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員（河野文彦君） すみません。今の児童手当のところでは昨年度は少なくて足りなくなったというような答弁だったと思うのですが、どうして足りなくなるのですか。今年は普通に計算したらこの金額、昨年は少し計算がミスだったのか、途中で子供が莫大に増えたのか、今年と去年とのその差が発生したということで、去年は少な過ぎたというお話だったと思うのですが、その少な過ぎた計算に至った理由を聞かせていただけますか。

○保健福祉子育て課長（宮崎弘光君） お答えいたします。

令和7年度につきましては人数の算定誤りというような形でちょっと少なくなってしまったというような状況でございます。

○委員長（伊藤 昇君） ほかに質疑ございますでしょうか。

（「なし」の声多数あり）

○委員長（伊藤 昇君） ここで2時30分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時19分

再開 午後 2時30分

○委員長（伊藤 昇君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、106、107ページ上段から108、109ページ中段、目2保育所費、質疑ございますでしょうか。

○委員（斉藤優香君） 107ページの10の需用費になります。今回保育所が2つがなくなって1つになったということで、私は光熱費とかが下がるのではないかと思ったのですけれども、300万ほど上がっている。今回の施設というのはZEBで省エネであるというのが売りだったはずなのですから、このアップの意味を教えてください。

○保健福祉子育て課参事（葛西十夢君） お答えいたします。

今委員おっしゃったとおり、光熱水費に関しては増額という形、前年比となると増額となっております。大きい要因としましては、施設規模としまして旧森保育所が600平米の建物でございました。今回建設している建物につきましては2,000平米の建物となります。ZEBレディーということで今回省エネ性能高い認証を受けた建物ということで建設しているのですけれども、まず光熱水費が一番大きくなった理由とすると建物の規模が3倍以上になっているということと、電力についてなのですから、これまで小さい保育所でしたので、低圧電力の契約となっておりました。それが新しい施設については高圧電力での契約となっておりますので、そのような形で電気料については大きく増額という形となっております。いろいろな熱源についても、エアコン、暖房につきましても全て電気で稼働しているということになりますので、その分灯油とかを、今までFFストーブだったものは使わないということになりますので、全て電気でやっていくという形で押さえております。一部熱源としまして、調理室に関しては栄養士さんの希望で電気ではなくてガスの強い力で調理していきたいということがありますので、電気ではない熱源のところは調理室のみとなっております。

以上でございます。

○委員（斉藤優香君） 私は、建設のときに今度はもう省エネで電力も使わないしという説明を受けた気がします。これであれば本当に経費がかさんでいくだけだと思うのです。これはもうどうしようもないというか、屋根に太陽光をつけていると思うのですけれども、それを活用して日中の賄うということは考えられないのでしょうか。

○保健福祉子育て課参事（葛西十夢君） お答えいたします。

太陽光パネルの関係につきましてですけれども、やはりあれだけの建物、2,000平米の建物を全て太陽光パネルで稼働させるとなると相当な太陽光パネルが必要となります。それを建物、施設の周りに全て置くかといったら、その議論もあったのですけれども、そちらのほうは見送っているという状況ではございます。屋根に搭載している太陽光パネルは、建物の中に入ったときに、委員の皆さんも視察されたときにあったかと思うのですけれども、玄関のところにどれだけの電力量を、冬なので、あまり電力発電はしていないのですけれども、夏とかになるとあのパネルが起動して建物の電力に寄与するというような形で搭載しております。

省エネ性能の高い建物ということで行きますと、Z E B レディーということでも今回認証を受けているという形になるのですけれども、あの建物を一般的に建てたときに何もしないということではなく、やっぱりカーボンニュートラルということで、これから脱炭素ということで、町でも新エネルギービジョンだとか、そういったところで計画を立てているところなのですけれども、完全に省エネ性能でZ E B という形で進めていくことも検討されたのですけれども、やはり導入コストも高くなるというところも正直ありました。その中で、建設するに当たって今回はZ E B レディーということでも目標に進めてきたという経緯がございます。なので、これをZ E B レディーの認証を受けずに受けたとなるともっと光熱費がかかったということのお話になりますので、この建物を建てた上で最大限というか、Z E B レディー取得ということで、省エネ性能は高いということを認証されているというところでご理解いただければと思います。

以上でございます。

○委員（斉藤優香君） 今太陽光で発電もされて、それも使うようなこともおっしゃっていましたが、一体それ今まで、開所してからどれぐらい電気を発電して、どれぐらい使用できたのかというところをもし分かれば教えていただきたいのと、あと食材費のほうなのですけれども、そちらのほうも値上がりかなりしているのですけれども、それは物価高ということに、一言に尽きるのでしょうか。お願いします。

○保健福祉子育て課参事（葛西十夢君） お答えいたします。

まず、太陽光パネルでの使用量のデータについてなのですけれども、すみません、まだそちらのほう収集しておりません。ただ、こちらのデータにつきましては個別のパソコン、データ収集のためのパソコンもありますので、これから、冬なので、あんまり発電していないよというところは確認できているのですけれども、発電量というところまではまだちょっと、今回の議会用には用意していなかったもので、申し訳ありません。

賄い材料費のほうです。こちら委員おっしゃるとおり、やはり物価高騰ということが一番多いのですが、それ以外の要因としましては、やはり乳児保育ということで始めたことも大きく影響しております。乳児はやっぱり離乳食だとか、そういったところも必要になってきますし、これまで保育していなかったクラスが簡単に言うと2クラス増えたようなイメージになりますので、賄い材料費について増額の要因とすればそういったところもあるのかなというふうに感じています。

以上です。

○委員（河野文彦君） 同じく光熱費の部分なのですけれども、たまたま斉藤委員が僕聞きたいことを聞いてくれて大部分は解決したのですけれども、先ほど答弁の中で高压受電にしたから電気料金が上がったというようなお話だったと思うのですけれども、最初に設備するトランスだとか、キュービクルだとかは余分にお金かかるかと思うのですけれども、建設工事のほうのそっちはかかると思うのですけれども、従前の1キロワット当たりの値段って高压のほうが安くないですか。だから、その認識違うのではないかなと思うの

です。高圧受電のほうが値段安くないですか。そこをちゃんと理解して先ほどの答弁だったのかなというところをちょっと確認させてください。

○保健福祉子育て課参事（葛西十夢君） お答えいたします。

すみません。そちらのほうの詳しい認識といいますと、そこまで正直詳しくないところがございます。ただ、今回新施設が建つに当たって電気料の部分、需用費の部分については、増額になっている部分は皆さん気にされる場所だと思いますし、私たちも注視しているところでございます。仮にこれを低圧電力でやっていったときには高圧契約するよりも高くなるということで、ちょっと内部の話になってしまうのですが、調査した結果、結果的に高圧契約したほうが、高圧電力として受電したほうが安くなるというふうな認識でございました。すみません。ちょっと詳しい建築的なお話になると私のほうでもどこまで答えられるかというところなのではございますが、私の認識とすればそこまでの知識がございません。すみません。

○委員（河野文彦君） 18番の負担金のところで日本スポーツ振興センターの共済掛金であるのですが、すみません、具体的にどういった保育所の活動に対しての共済なのかというところを教えてください。

○保健福祉子育て課参事（葛西十夢君） お答えいたします。

こちらの日本スポーツ振興センター共済掛金というもののなのですが、こちらについては保育所に入所している児童に対するいわゆる保険料みたいなものになっております。けがされたときにお見舞金3,000万まで出るよとか、そういった掛金ということで、これまで保護者負担としていた経緯があるのですが、恐らく平成30年、31年ぐらいのときからこちらの分についても保護者負担とせず、町の負担として掛金として掛けさせていただいているという状況でございます。

以上です。

○委員（河野文彦君） ということは、すみません、共済の名称を見るとスポーツ振興何というふうに書かされているので、例えば遊戯室での何か活動的な部分のけがとかというイメージだったのですが、それ以外の、例えば廊下普通に歩いてつまずいて転んだらスポーツではないですね。そういうところには対象にならないというニュアンスでいいのですか。

○保健福祉子育て課参事（葛西十夢君） お答えいたします。

こちら名前がスポーツ振興センター共済掛金となっていますので、ちょっと名前がややこしいのですが、スポーツに限らず、保育活動中に起き得た事故、けがなどに対応するものでございます。

以上でございます。

○委員（松田兼宗君） ちょっと保育士の確保のことで聞きたいのだけれども、オープン当初満足に保育士不足で受け入れることができなかったですね。そして、今回4月からこども誰でも通園制度がやることになるわけです。当然それについての対応する形にはな

と思うのだけれども、それ可能、もうすぐ、4月1日から可能に、受入れ可能という状態になれるのでしょうか。もしできないとすればいつ頃その制度を利用したことができるようになるのか、ちょっとその辺をお願いします。

○保健福祉子育て課参事（葛西十夢君） お答えいたします。

以前も保育所の開所についてということで12月に全員協議会行わせていただきました。その際にお断りする児童が何名かいたということでお話をさせていただいたところです。我々も保育士確保というところで非常に苦労しているところなのですが、今回取った対応としましては、今まで30歳以下の保育士ということで、保育士、今従事しております職員については30歳以上の年齢の保育士が非常に多い状況でございます。私どもとするとこれから保育所運営とすると年齢バランスを考えて新採用をどんどん採っていきたいという気持ちがございまして、その観点から30歳以下の募集とさせていただいたところではあります。

そこで、全協のときにもお話しさせていただいたのですが、応募状況は4年もないという状況が続いておりまして、8年度採用につきましては1名の応募がございました。そちらについては内定通知ということで出させていただいて、1人確保ということができております。それだけでも誰でも通園制度だとか一時預かり事業については余裕活用型ということで進めていきたいということだったのですが、やはり満度に受入れすることがまだまだ難しいということで、2月の頭ぐらいだったと思うのですが、苦渋の決断だったのですが、年齢制限を撤廃して保育士の募集をさせていただいております。そうすると、年齢が高い方がもし応募がありまして採用となったときに何人でも採用という、町のほうで採用ということではできませんので、その先の、これから先の新採用というところに影響が出てくるのですが、やはり新しい制度と新しい保育所の解消ということで満度に受け入れていくための策として年齢制限を撤廃させていただいたということです。そこで、すぐに1名の応募がありまして採用するという事になって、職員とすると2名の採用ということで確保できております。

あと、それ以外についてはなのですが、これも以前から募集させていただいているところなのですが、無資格の保育補助ということで、少しでも保育の補助となるように募集をかけている最中でして、そちらについても1名確保したという状況でございます。その結果をもちまして2月17日に締切りとさせていただいたのですが、令和8年4月からの入所に関しては全員受け入れることができませんでした。ただ、この先途中入所ということもどんどん出てくると思いますので、誰でも通園制度に関しては、全協でもお話ししており、通常の保育を優先していくという考えでございますので、そちらを最優先に考えながら、しかし新しい制度についても受入れできるように、どんどん、どんどん人は増えてくる形になると思いますので、そちらについて対応できるように引き続き保育士確保していきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（伊藤 昇君） ほかに質疑ございますでしょうか。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○委員長（伊藤 昇君） 次に、108、109ページ中段から110、111ページ上段、項2児童福祉費、目3障害児通所支援費、質疑ございますでしょうか。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○委員長（伊藤 昇君） 次に、目4子ども医療費、質疑ございますでしょうか。

（「なし」の声多数あり）

○委員長（伊藤 昇君） 次に、目5未熟児医療費、質疑ございますでしょうか。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○委員長（伊藤 昇君） 次に、114ページをお開きください。114、115ページ上段から116、117ページ上段、款4衛生費、項1保健衛生費、目3予防費、質疑ございますでしょうか。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○委員長（伊藤 昇君） 次に、116、117ページ上段から118、119ページ上段、目4保健事業費、質疑ございますでしょうか。

○委員（斉藤優香君） 117ページのまず健康増進計画策定委員の報酬というのがあるのですけれども、その下に健康増進計画中間評価業務委託というのがあるのですけれども、これは7番の報償費のほうは新しくつくるといことになりますか。そして、下のほうの中間評価というのは今までやってきたことの評価であって、それが終わって新しくつくのかという、ちょっとよく分からないなと思ったので、説明していただきたいのと、あと12番の委託料の各種がん検診委託料というのが前年よりも400万近く下がっているのでも、その理由をお願いします。

○委員長（伊藤 昇君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時48分

再開 午後 2時48分

○委員長（伊藤 昇君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

○保健福祉子育て課参事（葛西十夢君） お答えいたします。

まず、報償費のほうについてです。こちらについては10か年計画の森町健康増進計画を策定してきたところですが、こちらが中間評価の年となっておりますので、そちらのほうを見直しを行うために委員さんを選定しております。そちらの委員さんに支払う報償費として計上してございます。委託料のほうにつきましては、昨年度も中間見直しのためのアンケート調査を実施しておりまして、そちらの業務について業者さんのほうに委託しております。その冊子作成委託料として計上しております。そのほかに、この会議、委

員会を開いていくのですけれども、そちらの支援についてもこの業務委託の中に入っているという状況でございます。

続きまして、各種検診委託料について少し少なくなっているのではないかというお話だったのですけれども、こちらのほうについては前年実績、令和7年度、今年度の実績も含めまして精査しまして、これくらいの予算の範囲で収まるのではないかということで実績ベースに予算計上させていただいているという状況でございます。

以上です。

○委員（河野文彦君） 負担金のところで森町健康推進委員会補助金ってあるのですけれども、この健康推進委員会というのはどういった委員会、どういった構成メンバーで、どういったことが目的の委員会なのか、そしてこの補助金は具体的にどのような使われ方をしていくのか教えてください。

○保健福祉子育て課参事（葛西十夢君） お答えいたします。

この健康推進委員会についてなのですけれども、町内会の会長さんのほうから推薦された委員をもって構成されている委員会でございます。事業の内容につきましては、ちょっと読ませていただくのですけれども、保健知識向上のための積極的に研修会を行う、健康教室、健康相談、体力づくり運動等の事業への協力をお願いするものです。そのほかに保健思想の普及啓発を図る、森町が行う保健事業に対する協力を行う、各地域の自主的活動の奨励という形で行っているものでございます。委員の人数につきましては、現在58名おります。その中で7年度の実績とすると総会を開いたり、交流会を開いたり、役員会を開いたりとしております。独自の研修会なども開いておりますので、この20万円という補助金を活用しながら、その委員さんが活動しているということになります。

以上でございます。

○委員長（伊藤 昇君） ほかに質疑ございますでしょうか。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○委員長（伊藤 昇君） 次に、目5保健センター管理費、質疑ございますでしょうか。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○委員長（伊藤 昇君） 次に、目6病院費、質疑ございますでしょうか。

（「なし」の声多数あり）

○委員長（伊藤 昇君） 次に、124、125ページ、款6農林水産業費、項1農業費に入ります。

説明員交代のため暫時休憩します。

休憩 午後 2時52分

再開 午後 2時54分

○委員長（伊藤 昇君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

124、125ページ下段から126、127ページ上段、款6 農林水産業費、項1 農業費、目1 農業委員会費、質疑ございますでしょうか。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○委員長（伊藤 昇君） 次に、目2 農業総務費、質疑ございますでしょうか。

○委員（斉藤優香君） どこで聞けばいいのかちょっと分からなかったのですが、127ページの18の負担金補助及び交付金の中の北海道農業担い手育成センター負担金ってあります。連日のように渡島振興局の農務課でやられている就農相談とかになぜ森は参加しないのかなっていつも思うのです。ここら辺の町では北斗市、知内町、七飯町、八雲町、長万部町が参加して就農の相談とかに乗っているのですが、森町はそういうのには参加しないでいる理由を教えてください。

○農林課長（寺澤英樹君） お答えいたします。

確かに最近是这样いものに出ておりませんで、ただ令和8年度からはこういったものにも積極的に参加をしてまいりたいと思います。なぜこれまで出てこなかったかということにつきましては、やはり体制、環境が、そういった受け入れるための環境が整ってなかったということが出ていまして、10年後を見据えたときに、まさに今中心になってやっていただいている農家の方が恐らく10年後には60人台になるという話もありますので、そんな悠長なことも言ってもらえないということで、これからは積極的にそういうものにも参加をして、かついろいろある制度をどんどん活用しながら、あとは隙間の部分は町の支援制度も検討しながら進めてまいりたいと思います。

以上です。

○委員（斉藤優香君） 今課長がおっしゃったように、もちろん参加することも大事なのですが、受入れということがきちっとできていないとせっかく来ていただいても何もしないということになりますので、その辺り、この間も何かお話しいただいていたのですが、そこをしっかりとやっていただきたいなと思いますけれども、何かそこつながっているのですよとかというのがあれば教えてください。

○農林課長（寺澤英樹君） お答えいたします。

令和7年度に入りまして有識者の先生をお招きして地域の中で4回ほど話し合いを行いました。やはりいずれの生産者の方も後継者の問題、問題視しておりますし、あとは現行のそういった収入構造、そういったものも問題視しています。ですから、やはり普及員、令和7年度に募集をしてしっかりした体制を構築したいということも願いながらやってきたのですが、募集をしたところ普及員来ませんでした。でも、そこも諦めず、8年度もまた募集をしながら、あとは個別にそういった生産者の思いにも寄り添いながら、かつ新規就農者も新たに、先ほど言ったように国の支援制度も使いますし、あとは独自の支援制度、あとは先進地から学んだことも生かしながら、そういったものもしっかり受け止めながら、令和8年度にはそういった具体的なものも提案しながら、場合によっては議員皆様にもお

示ししてご相談をしていきたいと思います。よろしくお願いします。

○委員（千葉圭一君） 127ページの同じく18、負担金補助及び交付金の下から3番目の環境保全型農業直接支払交付金、すみません、改めてこの交付金、どういう内容の交付金なのか、またもう一つ、令和8年度の予算では令和7年度よりも400万以上の額が予算として計上されていますけれども、この増加する理由も併せて教えていただきたいのですけれども、お願いします。

○委員長（伊藤 昇君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時59分

再開 午後 3時01分

○委員長（伊藤 昇君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

○農林課長（寺澤英樹君） お答えいたします。

まず、金額が増えた理由につきましては、取組面積が31ヘクタールほど増えたことが要因となっております。この事業につきましては、有機農業に取り組んでいる生産者2名で協議会組織をつくって、そこに交付している補助金になります。

以上です。

○委員長（伊藤 昇君） ほかに質疑ございますでしょうか。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○委員長（伊藤 昇君） 次に、126、127ページ中段から128、129ページ中段、目3農業振興費、質疑ございますでしょうか。

○委員（河野文彦君） 委託料の福島大学の委託料なのですが、これ具体的にどういったことを委託するのか。前年もあったと思うのですが、どのような成果があったのか、そして今年度も予算化されたということは新たな研究の委託をするとは思われますけれども、それが具体的にどのように農業の振興につながるのか、そういったところを教えていただきたいのと、すみません、これもちょっとどこで聞いていいのか分からないので、ここかなと思ったのですが、森の尾白内の墓地の向かいに駐車場があって、そこにたしか農業関係の建物があると思うのですが、そちらの維持管理費というのは、すみません、何費に入っているのか教えていただけますか。

○農林課長（寺澤英樹君） お答えいたします。

まず先に、尾白内の施設につきましては、予算的には農地費のほうに入ります。

福島大学の今回研究費80万円ですが、昨年来説明していますとおり、福島大学のほうに町内農産物を研究してもらうということの研究費用になります。ちなみに、今年につきましては先日、2月ですか、に分析した内容を報告していただきました。今年度につきましてはカボチャの火山灰の利点を明確にしようという取組と、あとは実際に濁川地区で生産をしているトマトの分析をしましょうということでやらせていただきました。

農業振興上の観点からいくと、やはりカボチャとかトマトの熟度管理を徹底して、例えば栄養価の向上を図ることが重要になりますので、そういった視点で研究のほうはさせていただいております。特にトマトの熟成に伴う成分変化を理解して適切な収穫時期を見極めるとか、こういったことにも活用をしていきたいというところと、やはり特性として、町内で作っているまずカボチャにつきましては、いろいろ一般的に出回っているカボチャの指標に比べると結構成績的には非常に高い成績が出ておりまして、そういったものをさらに販売する先に訴えていただくということで、これもＪＡのほうにもお伝えして、実際に行った成分の結果、そういったものもＪＡのほうにもお渡しして、いずれ生産者のほうにもある程度周知、広がっていくのかなというふうに捉えています。あとはトマトにつきましても品種替えを令和７年度作から行っていますので、そういったものもありながら、生産量がちょっと低調していたということもありますので、今年度、７年度につきましては生産量も久しぶりに１,０００トンを超えるという状況まで戻りつつあります。トマトの広域の共選の問題もありますので、その森がクリアしなければならない数字をクリアできるように、生産者のほうにもそういった効果なんかも訴えながら、あとは生産量もある程度作ってもらう努力、こういったものも訴えながら、やっていただくためのこれは分析の一つだというふうに捉えています。

新年度につきましては、今ちょっと生産者のほうともお話をしているのですが、サツマイモを分析をしていただこうと思っています。理由としては、ホクレンのほうにサツマイモを出してはいいのはいいのですが、金額的にあまり思わしくないと、ホクレンさんに出してもいい値段がいただけないということもありまして、今別なところから引き合いが出ています。そこは加工を中心に出すというような話も伺っていますので、そういった事業者さんのある程度そういった求めに応じて分析もしてまいりたいと考えています。

以上です。

○委員（河野文彦君） その福島大学の件なのですけれども、私がこの件で物すごく注目したのがタマフクラのときだったかと思うのですけれども、あれは結果的に形、形といいますか、その後大きな進展がなかったと、残念なところはありますけれども、致し方ないなと思っています。結局これはいいことだと思うのですよ、私は。だけれども、町民の方が知らないのです。僕も正直こういった委託はしているというのは分かっていますけれども、それが具体的にどういった内容で、何を目的、目標として行われているのかというところまでは正直分らない。町民の方も分らないのだ。せつかくのいい事業だと思うので、町としては例えば今あるものに対して何か調査、成分ですとか、調査することによってプラスの付加価値がついていくことを期待してこういう調査していると思うのですけれども、ぜひ森町の農産物がプラスになるように、プラスの答えが出た、マイナスだったらたわなくてもいいかもしれないけれども、付加価値が上乘せになるようなものであればどんどんＰＲして、そのためにも、業界の部分は分かります。ＪＡとか、あとそういう卸売の方々にＰＲするのも分かりますけれども、ぜひ町民の方にも分かるような何かＰＲ

の取組というのもひとつ加えていってもらえたらなと思うのですけれども、いかがですか。
○農林課長（寺澤英樹君） お答えいたします。

今回につきましては教授のほうともお話をさせていただいたのですけれども、非常に栄養価が高い、あとは生活習慣病予防や心身の健康維持に寄与するというのは明らかになっています。あとは地産地消の観点から例えば学校給食にカボチャを取り入れたらどうだという話もされていますし、あとはトマトについても子供向けの栄養学習教材にトマトの栄養価、健康効果を取り入れたらどうだという話もいただいていますので、せっかくいい結果出ていますので、こういうものは町のホームページなんかを使って周知していきたいなと思っています。あとは求められたら窓口にそういった成分分析した結果なんかも置いて積極的に配布したいなと思っていますので、そういう形で取り組んでいきたいと思います。

以上です。

○委員（斉藤優香君） 今と同じところなのですから、私も今回参加して、集落センターということで、前は公民館でされていて普通の方も聞きに来ていたのですけれども、なかなかあそこでやられても来る方がいらっしゃらないのかなって私も思いました。その中で、先ほど同僚委員もおっしゃっていますけれども、農業者が本当にその分析を利用できるような内容、その先に、製品につながるようなことをもうそろそろやってもいいのではないかと、これ何年も続けてやってきて、ただ分析して終わりとなっているような気がするのです。今回特色ある学校づくりの中で砂原中学校が独自で、中学生も分析して、甘みが増したとか、そういう程度は、もっと健康に寄与するとかなんとかというところまではいなくても、もうそういうふうな形で、違ってもそのアピールにつながるというのは、これアピールにつながっていないのです、今のところ。いつも分析して終わりです。では、その分析結果を販売のルートに乗せていくとかというところまで全然っていないので、逆に言えばそれぐらいの分析でも、甘いのだよ、これだけの糖度が増したのだよとかいうのでも買うほうとしては、消費者としてはそれで満足もできるのです。だから、もう少し、ここまでお金をかけて、80万かけて去年はトマトとカボチャって言われると、もうちょっとこの先つなげていくような取組をしていかないと、今回サツマイモ一つということになるのかと思うのですけれども、せっかくやっていただくのだったら、その前は宇宙食というお話がタマフクラのときはあったのですけれども、今回作付面積が広くなければ駄目だということで断念というようなお話もあったので、では何というのを考えていただきたいと思うのですけれども、そういう話合いとかはされていますでしょうか。

○農林課長（寺澤英樹君） お答えいたします。

J Aのほうでも、先ほども申し上げたとおり、積極的に市場に対して売り込む機会ありますので、近年は実際に町長のほうにもそういった市場のほうにも行っていただいています。機会があれば、そういう機会にまさに分析した結果なんかをPRしながら、付加価値化に向けて取り組んでいきたいと思っています。あとは少しずつ消費者に対するアピールも積極的にしていきたいなと考えていますので、そこはJ Aのほうとも相談しながら、また作

っている生産者の皆さんとも相談しながら取り進めたいと思います。よろしくお願いします。

○委員（斉藤優香君） 今回トマトも、私前に聞いたときに共選場に行くということは森町の特産ということにはならなくなってしまうって。だから、この結果をもっても森町のトマトのためになるのかというところが、あまり利用価値がなくなってしまうのかなと思うのです。全部が行ってしまっただけで森町のトマトも道南トマトみたいになるって聞いた中で、その分析結果って必要になってくるのかなというのがありますし、そしてこの負担金のところの、18の負担金のトマトの共選場の話なのですけれども、これも町が負担する分というのは、資料の30にも載っていますけれども、ここの北斗の共選場になることによって農家の負担というのは増えたり、運搬とかもかかると思うのですけれども、そういうのはどうなっているのかなと思うのですけれども、そこをできればお願いします。

○農林課長（寺澤英樹君） お答えいたします。

まず、1点目はブランド化ですか、この話につきましては広域ブランド、函館育ちというブランドである程度ロットをまとめることで市場の評価を得られているということはもう明らかですので、そこは例えば森単体でトマトを出したときの効果と比較すると、今は多分函館育ち、広域ブランドのほうが効果を出しているというふうに考えています。

それから、トマト広域共選の負担の関係ですが、議会の全員協議会のほうでも何度か話をさせていただきました。同僚委員のほうからも質問を受けた中で、実際に所得がどの程度影響出るのかというところに対してお答えもしておりませんでしたので、そこもちょっと、実際のところ平均的な耕作面積っていいですか、で所得の換算にして大体どの程度影響が出るのかというところなのですが、一般的には30アール、3反、これを濁川の場合は2作作っているのです。ですから、6反作っているということになります。それでいきますと販売額でおおよそ1,700万程度、そこに関わる経費が恐らく7割ぐらいが経費かかっているということでした。今回の共選に伴って減収する見込みが2%程度というふうに話を聞いていますので、そうすると3割が、これまで所得だった1,700万の3割ですから510万ですか、そのプラス2%そこから減ってしまうというような計算になるのかなというふうにこちらのほうでは伺っています。

以上です。

○委員（斉藤優香君） 今のちょっと私には衝撃的というか、森町の野菜とか、トマトとか、おいしいという皆さんからの評価も高いので、だけれどももう函館ブランドのほうが評価が高いということになれば、今本当にこの福島大学でやられていることの結果をもって森町のはすごいのだぞというブランド化をしていかないと農家の方たちが残っていかない。もう大きなものにのまれて所得はどんどん少なくなるというのであればこの福島大学の意味がなくなってしまうので、ぜひこの研究成果を意味あるものにしていただきたいなと思いますけれども、お願いします。

○農林課長（寺澤英樹君） お答えいたします。

トマトにつきましては、まずもって一番最初に出ていくのは森の濁川のトマト、これが間違いなく促成で出ていきますので、そこに対する付加価値は十分分析結果を基につけるのかなというふうに考えています。そこは自信を持って森町のトマトのよさはそうだと、ほかの道内作れない時期にトマトを作って出していくと。ただ、今現状出したときに昔と違って実際に熊本のものとかち合うのです。そうすると、では客体はどうかってなると逆に夏秋トマトのほうが客体が今逆転していい状況になっています。それは、まさに全国的に問題になっている高温の問題で今そういう状況になっていますので、ただ濁川のトマトのよさはまさに促成、促成のよさがあるのかなと、私はそういうふうに考えています。

以上です。

○委員（高橋邦雄君） 委託料の福島大学受託研究委託料なのですが、今お話を聞きますと成分分析や栄養分析をして今かなりいい指標が出ているということなのですが、これは作付した1次産業さんが例えば独自でこれを、販売も含めてですけれども、そういうことをやる場合、この調査研究数値というのは無償で開示していただけるものなのか、その方たちに。森町の農家さんがそういうような取組を独自ルートでしたいという場合、その成分分析を全て開示していただけるものなのか。何がというと、ブランド、付加価値をつける観点に当たりまして、この森町の農作物を例えば海外に輸出する場合、成分表は物すごく大切なのです。成分表が第一に海外の方が見られて、日本の基準は厳しいですから、すごく成分に関しては信頼性がある国なのですけれども、その部分をきちっと1次産業さんだったりとか、それを農家さんが作った作物を媒介にして起業をされている方にもぜひともこの成分を無償で開示していただけて、さらにストーリーをつけてこれを付加価値をつけたがら販売にいくという形を持っていくという形の構想はありますか。

○農林課長（寺澤英樹君） お答えいたします。

行政が主導でそれをやるという話よりは、やはり生産者からそういう声があれば開示はしていきたいと思っています。頂いた資料のほかにもさらにもう少し、どういう効果があるかというものもきっちりまとめて成果頂いていますので、そういったものも一緒にお渡ししたいと思います。

それから、森高校さんのほうからも、今回残念ながら来ていただけなかったのですが、森高校さんのほうからもそういうものを求められていますので、そういったものも並行して出していきたいと思っています。

以上です。

○委員（高橋邦雄君） 1点だけです。今回調査されまして数値が出たと。これ例えば引き合いのところ、どこの段階が調査されたというのが分かりやすく明示されているのが大事なのです。例えば今回福島大学の受託で研究でしていますけれども、調査。これが森町という形のブランド名が入ってくるのか。これ調査機関が一番物すごく、きちっと開示していくものが物すごく大切なのです。これ水産業も同じなのですけれども、どこで、どの地区で、例えばどこの国でこういう調査きちっとされたのかというので、要は保険的なもの

のになると思うのですけれども、その部分も含めて森町が入ってくるのか。そこをきち
っと考えて決めていかないと、調査機関は予算でしたよと、でも森町は関係ないです
よというふうにはならないので、あくまでも森町の付加価値つけてブランド化を目指すの
であればそこに森町ということで調査機関もきちっと明確に明示しながら分析を出して、
そういう、1次産業さんも含めてですけれども、販売ルートに乗せていくというのが一番
の近道だと思うのですけれども、どうですか。

○農林課長（寺澤英樹君） お答えいたします。

高橋委員おっしゃるとおりだと思います。ただ、今回のトマトにつきましては濁川の生
産者1軒からいただいたものを分析に回していますので、もしまたトマトの生産部会とし
てそういうことを取り組みたいということであればこの分析の方法も変わってくるのかな
と思いますし、あとは森町の濁川産のトマトということで例えば販売促進したいというこ
とであればそういった視点で分析結果も表記して問題ないと思います。

以上です。

○委員（松田兼宗君） ちょっと教えていただきたいのだけれども、127ページ、給料のと
ころで農業専任指導員給料というのがあるのですが、この人の仕事というのは一体何をや
るのでしょうか。

○農林課長（寺澤英樹君） お答えいたします。

まず、普及員と同様の取組をするイメージです。以前でしたらタナカマコト先生おりま
したけれども、ああいふイメージです。ですから、新規就農に関わるもの以外のことも、
普及活動も地域でやっていただくイメージです。

以上です。

○委員（松田兼宗君） そうすると、今までいろいろ話が、福島大の絡みでいろんな話が
出てきて、新しいトマト、カボチャ、そしてサツマイモ、以前はタマフクラの話とか出て
きたのですが、その辺の作物の生産に向けての指導の立場、そういうのを指導する立場の
人間だというふうに理解していいのですか。とすれば、当然今まで話が出てきた部分の実
際に研究された部分が普及する、この森町で生産力を上げるために指導をするという立場
の仕事していただくというふうに思っているのだと思うのですが、そしてもう一点聞きた
いのは森ばかりではないのですよね、こういう研究をしているのは。ほかの町も当然同じ
ことをやっているはずなのです。そうすると、ほかの市町村でやっている研究とぶつかる
とか競合する場合があるはずなのですけれども、そういう関係ということを把握している
のでしょうか。

○農林課長（寺澤英樹君） お答えいたします。

やはり普及員さんも例えば生産物でいきますと米を中心に研究されている方、あとは園
芸をやられている方、畜産をやられている方、それぞればらばらなのですけれども、今回
実際に招聘したい普及員さんにつきましては施設園芸を希望しています。ただ、当然のご
とく希望しても来てもらえるかどうか分からない状況なのですけれども、ただ基本的な

勉強はされているそうなので、例えば水田を、水稻を研究されている方でも園芸の指導もきちんと専門的なものを学べばできるということで伺っています。

今回何でこういう人材を求めたかということなのですが、地域の普及活動もあるのですけれども、新規就農者を受け入れるに当たってそのフォローといいますか、先般町長のほうから一般質問の答弁で出たように、基本的にはやはり地域の農業者に指導してもらいたいという考えなのです。そこのフォローを普及員さんにしてもらおうということはどういう形で予算化をして、今募集をしたいと思っています。

以上です。

○委員（松田兼宗君） 1点、ほかの町との比較の部分。

○農林課長（寺澤英樹君） すみません。答弁漏れありました。ほかの町といいますか、全道規模になってしまうのですけれども、先日普及センターのほうに伺ったところ、やはり道の普及員自体が定員が、例えば200人ぐらい足りていないという話も聞いていました。そういう中で募集していかなければならないという状況なのですけれども、ただ新規就農受入れに当たって体制として、例えば試験圃場があつて、そこに第一線退いた生産者、農家さんがいて、その方がメインで教えて、そこに普及員も常駐するという感じで普及活動していますので、そういう形に持っていきたい、基本はそういう形に持っていきたいというふうに森町でも考えています。

以上です。

○委員（河野文彦君） 負担金の部分で農地再生支援事業ってあるのですけれども、具体的に農地再生って、これ何を指しているのか、そして何か事業に対しての補助金ということなのですけれども、例えばイメージでいうと幾らぐらい農地再生にかかったのか、何%補助しますよとか、上限幾らですよとか、そういった詳細といいますか、その辺を教えてください。

○農林課長（寺澤英樹君） 答えいたします。

農地再生の補助メニューにつきましては、基本的には荒廃化したものを再生して農地として使うというのが基本的な目的になります。今ちょっと手元に交付要綱ないので、詳細な説明できないのですけれども、必要であれば後ほど交付要綱お持ちしたいと思います。これまで要綱を定めてから実際に使われたのは1件のみということですので、今後やはりその制度自体を残していくのかということもこれからは考えていかなければならないなと考えています。

以上です。

○委員（河野文彦君） その辺は必要なものか、役目を果たしたのであれば事業廃止というところは実情を見て判断していただけたらと思うのですけれども、なぜ聞いたかという、ごめんなさい、僕の素人のイメージで農地再生というと耕作放棄地で荒れてしまったところを改めて農地に戻す、生産可能な農地に戻す、そのための事業の補助金かなと思ったのです。もしそれであれば、どれぐらいの補助率なのというのも聞いたところも

絡むのですけれども、例えばそういう耕作放棄地でもう雑木林みたいになってしまったものをもし戻すような事業だったらあまりにも今予算で確保しているのが少ないのかなと思ったの。結構な土木的な経費っていっぱいかかるのかなと思った中で、なぜ100万円しか予算見ないのというふうな思いで聞いたのです。ですから、その辺実態は利用する方がいないということなので、繰り返しになりますけれども、そこは必要かどうかは担当の方々が一番分かるでしょうから、今後しっかり見極めて、耕作放棄で本当にお金かかるものがたくさんあるのであれば、再生するのにたくさんあるのであればもっと予算は必要でしょうし、役目が終わったなと思ったらその時点で事業終了という形をしっかりと取ってほしいなと思うのですけれども、改めてお願いします。

○農林課長（寺澤英樹君） お答えいたします。

まず、この要綱をつくった理由は、濁川地区を想定したものだということです。ハウスが地域の中には今は650棟から700棟ぐらいあるのですか、やはり使っていないハウスが相当数出てきていまして、これらの撤去も想定しながらつくった制度だったのですけれども、意外に知られていないのか、実際に今使われているのは実質1件という状況ですので、もしかしたらその制度の内容がまずいかもしいのです。ですから、そういったものも含めいろいろ検討しながら今後も考えていきたいと思います。ただ、恐らくこれからはそういった空いたハウスの処理に相当費用がかかってくるのではないかなというふうに考えています。

以上です。

○委員（東 隆一君） 福島大学の研究委託料、これはタマフクラの研究の部分でやっているのですけれども、これどうなのですか、結局町が今こういうふうに行っているのですけれども、前にもこういうのがあったはずなのです。例えばダッタンソバとかという部分で北海道では早く森町が取り入れたのですけれども、結局途中で頓挫してしまったと。それ自体は確かに町のほうがそういうふうに関係する部分で予算はつけるのですけれども、実際にそれを行った方が、高齢者の方が結構やっていて、手刈りなんかしてしまって実際にもう先が見えないわけです。そうすると、だんだん1人、2人減って減って、結局は最後消滅してしまったと。ですから、このやる部分、何を目的にやるのかという部分を明確に結局してもらったほうが、最終的にどういうふうにするのだと、このタマフクラをどういうふうにするのだろうか、森町で。森町ブランドにするのかどうなのか、そういう部分を、結局農業者も全部これ関係していると思うのです。実際にそれに適した土地とか、そういうものもあるので。ただ、町でこういうふうに行ったのだけれども、実際には植えたけれども、これは農業者の収益増にもつながるのですけれども、実際に収益が上がらなければだんだん頓挫してしまいます。ですから、そういう部分で、これやるからにはやっぱり何年か計画で、こういうふうに関係する部分には持っていきたいのだという部分を本来は示していただければ、多分やる方もそれに対しては前向きに取り組むなり、新規就農者もそれに関心しては増えていくのではないかなという部分は、町指導というよりもどれだけこれ農

業者の方に浸透しているのかどうなのかという部分もちょっと説明していただければと。

○農林課長（寺澤英樹君） お答えいたします。

まず、目的はやはり、先ほどもおっしゃったとおり付加価値を高めると、あとは他との差別化、戦略の一環でこういった取組をさせていただいています。残念ながらタマフクラ、宇宙食の検討もさせていただきましたが、設備投資、それから一度宇宙食をやったときにすぐやめれないのです。あとはある程度まとまった量を作らなければならない、そういうルールの中でやるときに、では現実的なのかというところがちょっとやはりネックになって、これ以上前に進むことができなかったというのが実情です。ただ、タマフクラ自体生産量、どちらかというとも維持から右肩下がりぐらいの感じで生産のほうは行われています。貴重な大豆ですし、いろいろ大豆の病気ありながら、生産者も努力して生産を維持しているという状況ですし、あとは先ほどおっしゃっていましたがダッタンソバ、これも確かに過去やらせていただきました。これは私も実際に関わってやってきたわけですが、ダッタンソバにつきましては本当にある程度軌道に乗せてＪＡのほうにお渡ししたつもりだったのですが、引き継いだＪＡさんが引継ぎうまくやっていただけなかったという状況もありますので、そこはＪＡ、行政だけではやはりうまくいかないのは分かっていますので、そこはまた生産者のほうにも、生産組織のほうにも話を下ろしながら、本当に必要なもの、求めに応じて対策を取って、対策を講じていきたいと思います。

以上です。

○委員（東 隆一君） タマフクラは、結構今健康食品ブームですごく、黒豆なんかもほとんどどこへ行っても買えないような状態なのです。ですから、これもうちょっと力を入れるのだったら入れて、もっと本腰でやっていただければ農業者の収入としては確立できるのかなとも思いますけれども、そここのところをどのように取り組むのかもう一度。

○農林課長（寺澤英樹君） お答えいたします。

繰り返しにはなるのですが、やはり行政、ＪＡのみではそういった取組というのは継続できませんので、生産者に下ろして、生産組織のほうと改めてそういうしっかりとした話合いを持つ機会といいますか、そういう場をつくってまいりたいと思います。

以上です。

○委員長（伊藤 昇君） ほかに質疑ございますでしょうか。

（「なし」の声多数あり）

○委員長（伊藤 昇君） ここで３時５０分まで休憩いたします。

休憩 午後 ３時 ３ ７ 分

再開 午後 ３時 ５ ０ 分

○委員長（伊藤 昇君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、128、129ページ下段から130、131ページ上段、目４畜産業費、質疑ございますで

しょうか。

（「なし」の声多数あり）

○委員長（伊藤 昇君） 次に、目5農地費、質疑ございますか。

（「なし」の声多数あり）

○委員長（伊藤 昇君） 次に、130、131ページ下段から132、133ページ中段、目6駒ヶ岳ダム管理費、質疑ございますか。

○委員（千葉圭一君） 133ページの委託料、節12委託料についてお伺いします。

駒ヶ岳ダムの維持管理を業務する委託料なのですけれども、400万ぐらい令和7年度よりも増えていますけれども、これって人員が1人また、管理する人が増えたということでしょうか。

○農林課長（寺澤英樹君） お答えいたします。

駒ヶ岳ダムの管理機器の2年に1回の点検費用が、その分が丸々増えているような状況です。点検項目的には10以上点検しなければならないところがあるので、それで点検項目も増えているというのもあって、その費用が増えています。

以上です。

○委員長（伊藤 昇君） ほかに質疑ございますでしょうか。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○委員長（伊藤 昇君） 次に、目7濁川防災ダム管理費、質疑ございますか。

○委員（松田兼宗君） 委託料のところなのですが、資料ナンバーでいうと34番の説明を見ると、これ5か年計画でやるように書いているのですが、そして3年にわたって調査設計をやるって。これおかしくないですかって私は思うのです。そして、説明欄を見ると特にダムコンピューターや水位計の故障によりデータ取得が困難になっているって書いているのです。そしたら、この3か年、むしろ工事は9年度から始まるのです。やるって言っているのに水位計とか、そういうデータ取得が取れなくても問題ないということなのではないですか、この2か年、3か年の間。そしたら、やる必要がないのではないのって思ってしまうのですよ、これ見ると。そして、駒ヶ岳ダムに比べて、駒ヶ岳ダムは調査設計が1年で終わっているのです。ここの部分だけ3か年にわたって調査設計をやるということ自体が妙だなと思っているのですが、その辺をお願いします。

○委員長（伊藤 昇君） 暫時休憩します。

休憩 午後 3時53分

再開 午後 3時54分

○委員長（伊藤 昇君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

○農林課長（寺澤英樹君） お答えいたします。

まず、資料ナンバー34のR7の調査設計3,160万円、これはまさにダムのコンピューター

の調査設計費ということです。R 8 の2,000万の調査設計費は、アンカー、山留めのアンカーありますよね。そのリフトオフ試験の調査設計費ということです、そこは道営事業ですので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○委員（松田兼宗君） だから、そういう理由はいいのですが、今データ取れないから困っているって言っているのに、そしたらこの3か年取れないということですよ。必要ないということでしょう、そうなる。それを言っているのです。どうも分からない、この説明の仕方を見ると。すぐ直すなら分かります。当然直さなければならぬですよ、データ取れないと困るのだから。とすれば、ではデータなくても困らないということですよ、逆に言えば。それを言っているのです。

○農林課長（寺澤英樹君） お答えいたします。

確かにこの数年欠測、点検の数値が欠測していたと思われます。あとは一番気をつけなければならないのは地山が動くのです。それで、それはやはり漏水の影響とかもあるので、その漏水量とかは必ず見なければならないというふうに管理規定上なっているものですから、それが欠測するとなると不都合が生じますので、管理上の不都合が生じますので、そのためにまさにダムコンの入替え、それから問題のところを改修するというような事業でございますので、そこはご理解いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○委員（松田兼宗君） 全然分からない。だから、すぐ直さなければならぬのに直さないということでしょう、この説明のを見れば。それがおかしいのではないのって言っているのです。だって、故障箇所直さないとデータ取れないのだから。そしたら、いろんな兆候出た場合に何もデータないので、突発的に起こる危険があるわけでしょう、山動いているというなら。だから、そのことを言っているのですが、分からないですか。言っていること分からないかな。

○農林課長（寺澤英樹君） お答えいたします。

確かに今欠測をしていて、安全確認、安全対策できているのかという多分ご質問だと思います。現状目視でしかその確認ができていないという状況ですので、そこは至急対応したいというところ話をしたいのですが、そこは北海道のほうとその調整をした上でないと即対応できるかどうかという答えを返せないような状況です。ただ、現状目視確認のする手段もありますし、あとは雨量観測もできる方法とかもあるのです。これは自動でやる機能が失われているということなのですから、目視確認で例えば水位計を垂らして水位の確認をするということはできますので、それは引き続きやっていますので、その問題は無いというふうにこちらのほうは捉えています。

以上です。

○委員長（伊藤 昇君） ほかに質疑ございますでしょうか。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○委員長（伊藤 昇君） 次に、134、135ページ上段、目8 熱水利用園芸施設費、質疑ご

ございますでしょうか。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○委員長（伊藤 昇君） 次に、目 9 山村振興施設管理費、質疑ございますでしょうか。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○委員長（伊藤 昇君） 次に、134、135ページ中段から136、137ページ中段、項 2 林業費、目 1 林業総務費、質疑ございますでしょうか。

○委員（斉藤優香君） 137ページの備品購入費になるかと思うのですが、資料でいくと35ページなのです。この内訳って書いてあるところなのですけれども、ライト4台とか、バッテリーとか、何に使うのかとかもう少し詳しく、カメラ3台、誰がこのカメラを持つのか、それとも備付けの点検用というか、に使うのかとか、ヘッドライト、頭に、3台って3人分なのかとかというもののこの量と、これでいいのかというのが何かちょっとよく分からない、腕章だけは60個という、これ何人分で、どうやって猟銃、緊急のときに出動するのか、これで足りるのかというところをもう少し詳しく教えてください。

○農林課参事（佐藤 司君） お答えいたします。

今回この備品なのですけれども、ヒグマの緊急銃猟の関係に関する備品要求になっています。内訳の中でライトというのがあると思うのですけれども、こちらはサーチライトといいまして、もし夜間の場合、結構しっかり明かりが、光度が高いやつということで、専門にそれが必要だということで、これ4台購入していきます。それに対する附属のバッテリーです。次に、カメラなのですけれども、必ず緊急銃猟やる時はどういった行動をしたかというのはしっかりカメラで押さえる必要があります。ですので、それに伴うトレイルカメラというのを購入するということになっています。これ3台です。ヘッドライトは、もちろん書いていますとおり頭につけて、夜間のための必要なライト、ヘッドライトです、近くを見るための。次に、シールドは、防御するとき、向かってきたときにするためのシールドという形になっていまして、最後に腕章60個というのは猟友会のメンバーさんにお渡しするという形になっていきますので、今回携わった人、もし緊急銃猟となった場合、その携わった人たち皆さんに腕章をかけていくというもので60個予定しております。

以上です。

○委員（斉藤優香君） 本当に熊が出てきたときには皆さんに、ハンターの方たちには頑張ってください、生命守ることが必要なのですけれども、私はもうちょっとあってもいいのかなという、ヘッドライト3個しかないというのはちょっと心もとない、何人招集するのかは分からないのですけれども、やはりヘッドライトぐらいは招集した人数に当たるぐらいのとか、シールドとかもやはり招集した人数分ぐらいはあってもいいのかなと思ったのです。この機材をどこに保管して、どういうときに、夜間を想定しているようなので、その出動のシステムというか、どういうふうな形のシミュレーションを取っているのかというのを教えてください。

○農林課参事（佐藤 司君） お答えいたします。

今回ヘッドライト2万円掛ける3台ってなっているのですが、こちら一応3台というのは何セットか入っての台数なので、実際そのときに緊急銃猟で関わる形の人数は十分確保できているようになっております。

以上です。

（何事か言う者あり）

○委員長（伊藤 昇君） 保管場所とかですね。答弁漏れあります。保管場所と、それから……

（「どのようなタイミングで」の声あり）

○委員長（伊藤 昇君） もう一回いいですか。

○委員（斉藤優香君） どこに保管されていて、どのようなタイミングで招集されて皆さんに配るのか、そして役場としてのシミュレーションみたいなものを持ってやられているのかというところをお願いします。

○農林課参事（佐藤 司君） お答えいたします。

まず、保管場所ですけれども、もちろん役場の備品ですので、役場のほうで保管して、緊急時、緊急銃猟が行われる際集まっていたいて、そのときに皆さんにお配りするという形になるかと思えます。

招集ですけれども、本当に緊急的な話なので、その連絡体制というのはマニュアルのほうに書いてあります。そのマニュアルに沿って招集させていただきます。

以上です。

○委員（河野文彦君） 同じくヒグマの緊急銃猟の部分なのですが、ちょっと説明資料のほうを見ながらお話ししたいのですが、事業の概要のほうに市町村長の判断で銃による捕獲を可能とする、要するに危険だと判断した場合は市街地、住宅地であっても、森町でいけば町長の判断で発射してくださいとハンターに依頼するというようなスキームかと思うのですが、実際にそこまで想定していますか。町長の判断だけでハンターさんに発射してくださいって町としてお願い本当にするのだろうか。警察来て、警察がいいって言わないとちょっと尻込みというか、そんな考えでいるのかどうか、そこをちょっと教えていただけますか。本当に町長の判断で警察官が到着する前でも発射してくださいというような判断をするのかどうか、まずお願いします。

○委員長（伊藤 昇君） 暫時休憩します。

休憩 午後 4時04分

再開 午後 4時06分

○委員長（伊藤 昇君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

○農林課長（寺澤英樹君） 私からお答えいたします。

基本的にはやはり町長の判断で指示のほうは出したいと思います。

以上です。

○委員（河野文彦君） 町長の判断で発射をハンターさんをお願いするということで、迅速なそういう判断ができれば被害を防ぐという効果は発揮するのかなというふうに私も思うところです。間違っても責任、後で何かあったときの責任を恐れて最終的には警察官に判断してもらうまで、警察官が来るまで待ちますと、そういうところは絶対ないようにしていただきたいと思う中で、11番の役務費の中に保険料ってあるのです。この保険料というのは、僕の認識では首長からハンターさんに発射のお願いをした、残念ながらその発射が原因で建物なのか人的被害が起きてしまった。そのときの保険料、補償のための保険だと思うのですが、この補償内容を教えてくださいませんか。例えば対人被害であれば幾らとか、対物被害であれば幾らとか、その辺をちょっと教えていただければと思います。

○農林課参事（佐藤 司君） お答えいたします。

今回の保険料、河野委員のおっしゃるとおり緊急銃猟時の保険になっております。中身としては、まずもし賠償責任が発生した場合、1名当たり3,000円、そして傷害補償1名当たり1万5,480円……

（「補償内容」の声あり）

○農林課参事（佐藤 司君） ごめんなさい。保険料ですね。緊急銃猟時の補償保険、50件以上で120万、20件から49件で……

（「補償内容だけでいいです」の声あり）

○委員長（伊藤 昇君） 暫時休憩します。

休憩 午後 4時09分

再開 午後 4時10分

○委員長（伊藤 昇君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

○農林課参事（佐藤 司君） お答えいたします。

チラシというか、その賠償の伴う資料ちょっと手持ちにないので、後ほどお知らせさせていただきますと思います。

以上です。

○委員（河野文彦君） 今例えば警察だとか北海道猟友会とかのいろんな関係性もあつてのことかもしれないのですが、ハンター側がこの緊急銃猟に関して、今のケースでいくと森町長の判断で発射依頼をします。ただ、ハンター側は、この発射によって起きた事故に関しては全て責任を負ってもらうぐらいのことをしていただかないとなかなか発射まで至らないのではという見解なのですよ、ご存じだと思うのですが、そういった中で、銃刀法の中の発射して、分かりやすく言えば発射してよかったのかどうかという部

分と何か事故あったときのその補償というのはまた切り離して考えなければならないと思うのですけれども、この補償が例えば対人、もう無制限でないとはっきり言って怖いですよ。今どき車の保険だって無制限でなければおっかなくて運転できないです。だから、もちろん無制限になっているのでしょうねという確認をしたかったの、ここで。だから、せめて担当課として保険かけてハンターさんにこういう補償内容、お金の面でいけば補償できますので、もちろん発射するには引き金引く人間の安全確認が一番大事ですけれども、そういった猟友会のほうの見解もあるようですので、しっかり説明しないと、どうするのですか、これ。今日、明日にでも町長の判断ですぐ撃ってくださいってなって、ハンターさんに保険幾ら入っているのよって聞かれたときに分かりませんって答えられないでしょう。だから、その辺はやっぱりしっかり捉えておいてほしいなと。もしこれ無制限に、対人が無制限になっていないのであれば、1人3,000万とか、車でも安い保険だとありますよね。もしそういう金額であるのであれば別な予算を措置してでも、次のタイミングででも無制限の補償をしっかりとつけて、ハンターさんにそういう何かあったときの金銭的な負担を大きくかけないようにしっかり町側も準備することが必要なのではないかなというふうに思うのですけれども、いかがですか。

○農林課長（寺澤英樹君） お答えいたします。

河野委員おっしゃるとおりだと思います。まさにこれからそういった業務に従事していただくために、対象となるハンターさんにはその旨お伝えしていきたいと思います。

以上です。

○委員（斉藤優香君） 別件で同じところなの……

○委員長（伊藤 昇君） 別件ですよ。

○委員（斉藤優香君） はい。1の報酬のところなのですけれども、135ページの。去年は作業員だったと思うのです。それが業務員の報酬という名前に変わって120万ほどアップしているのですけれども、理由をお願いします。

○農林課参事（佐藤 司君） お答えいたします。

今回緊急銃猟も含めてヒグマの出没数もすごく増えたということもありますので、町の会計年度任用職員を募集して、今回の緊急銃猟も含めた鳥獣対策業務に当たっていただくという費用になっています。基本的には資格を有している、銃猟の資格を有している方を採用していくということになっていますので、誰でもいいというわけではないという予算になっています。

以上です。

○委員長（伊藤 昇君） ほかに質疑ございますでしょうか。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○委員長（伊藤 昇君） 次に、136、137ページ中段から138、139ページ中段、目2林業振興費、質疑ございますでしょうか。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○委員長（伊藤 昇君） 次に、目 3 林道事業費、質疑ございますか。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○委員長（伊藤 昇君） 次に、138、139ページ中段から140、141ページ下段、目 4 森林環境事業費、質疑ございますでしょうか。

○委員（河野文彦君） 資料ナンバーでいけば37のナラ枯れ対応の部分での質疑なのですが、先日目標総数として年間50個ほどのたるを生産したいという中で、当面の目標ということでした、年間50個作成する。その収支の状況はどうですかとお話したときに、経費は総体的に2,100万ほどかかると、収入のほうはたるの販売価格が1,200万で副材の売却で400万ほどと、そして町からの補助金で500万と、これで収支、事業として成り立ちますというような説明を受けて、この間は僕それ以上聞けなかったもので、ここで改めて聞きたいのですが、50個のたるを作るために町で毎年、もし毎年50個、50個でいくのであれば毎年500万補助金出さなければならないということですよ。それで産業と言えるのですか。どういうつもりでそういう事業計画といいますか、収支バランスを考えてこういう事業化しようって思ったのか本当不思議でならない。あのときに収支に関しては言わないほうがいいですって、確かにそれは言えないよね、そんな内容だったら。というところで驚いてこの間質疑終わってしまったものですから、その辺をどういうふう考えているかお願いします。

○農林課参事（佐藤 司君） お答えいたします。

収支のほう、前回全協のほうでお話した内容なのですが、令和10年度のたるは48たるというような目標でして、それに対して収支が大体2,100万ぐらいというお話をさせていただきました。ですので、その収支を合わせるための交付金としての補助金が500万と、令和10年度は。ただ、令和11年度からは交付金が終了次第、持続可能な形にしていきたいというふうに考えておりますので、たる数も増やす、プラスさらにこれまでの3年間の実績を踏まえた上で、少しでもたるの製作数が今までよりは向上していくという形で、50たる以上製作していけばその500万少しでも副材も含めて穴を埋めていける可能性があるのではないかとということをお話をさせていただきました。ですから、正直この3年間で試験的にいろいろやらせていただきたいと考えておりますので、3年後のそのスキームというところはある程度収支としてお話ししたところなのですが、実際にそれが本当に形としてなっていくかということも含めて毎度上程しながら検討していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

○委員（河野文彦君） この事業、それは町から補助金出して足りない分補填しますっていうのだったら幾らでも作れますよ、たるなんて。だけれども、なぜそこで町民が500万出さなければならないの。そこが不思議でならない。取りあえず3年後だっけ、48個。これ、では今の想定で何個までいったら町の補助金出さなくても済むって想定しているのですか。産業として育てます、成り立たせますっていうのだったら、少なくとも補助金が無くなってからでないと産業なんてはっきり言って認められないと思うのですが、町の

産業にします。それまでは補助金で何とか頑張ってもらいます。ここまでいったら今のところのシミュレーションでは補助金なくても自立して事業継続できます。それぐらいのシミュレーションまでしていないととてもお話なんて進まないよ、これ。どうですか。どういうふうにシミュレーションしているのか。果たして何個なの。頑張ってみますとかなんとかですというものではないよ、事業計画というのは。そんなもやっとしたもので進めるものではないと思うの。別に何百何十何円まで言えと言っているのではないのです。どうですか。まず、では一体何個作ったら町から補助金出さなくても事業として成り立つシミュレーションになっているのか教えてください。

○委員長（伊藤 昇君） 暫時休憩します。

休憩 午後 4時22分

再開 午後 4時23分

○委員長（伊藤 昇君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

○農林課参事（佐藤 司君） 答えいたします。

今の現状のシミュレーションでは60たるを令和11年度製作して、副材の売上げが600万という形であれば収支として、同じ人数で収支がバランス取れるという状況なのですけれども、あくまでも本当数字上の計算になりますので、正直これがそのまま通るかどうかというのも含めて目標数値として検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員（河野文彦君） 今500万足りないと、不足していますと。今のお話だと60たるだと採算合いますよってお話になりましたよね。副材の販売が600万円。副材が400万円で売っても500万足りない。ここでプラス200万になったわけですから、ここで300万足りないね、あと残り。たる、10たる売って、これが300万。これ1個20万円ではなかったっけ。

（「25万になるのですよ」の声あり）

○委員（河野文彦君） この間と説明違うの。

（「高くなっていくんです、年々」の声あり）

○委員長（伊藤 昇君） 2人だけでやるのはやめてください。

○委員（河野文彦君） それでも甘い、計算が。では、仮に25万円にその頃には値上がりしていますということにしますか。25万円といたら250万でしょう。300万円足りないのです。そしたら、あと50万足りないではないの。だから、今ぱっぱぱと数字つくったかもしれないけれども、それですら合わないのだよ、数字が。もう一回お願いします。

○農林課参事（佐藤 司君） 答えいたします。

令和10年度たるを48たる作って1,200万とお話ししたと思うのですけれども、それに対して60たる作ることによって計算しますと1,500万になります。ですので、300万アップという形になります。副材料が先ほど600万とお話ししましたので、200万アップなので、一応この計

算上は交付金がなくても収支は合うという形になります。

以上です。

○委員長（伊藤 昇君） 4回目になるのですけれども、どうぞ。

○委員（河野文彦君） 最後。60たる作れば採算が合うという今のシミュレーションは分かりました。では、市場として毎年毎年60たる、このたるだけが日本を独占、世界を独占するわけではないでしょうから。では、そういった市場の状況、年間60たるもさばけるのというところを最後に聞きたいと思います。

○農林課参事（佐藤 司君） お答えいたします。

全協でお話ししたとおり、全道でもともとある蒸留所プラス新たに蒸留所を開設するところも含めて、様々な条件も含めてこれから蒸留所のたるが必要になってくるというのは間違いなく言えると思います。ただ、それが河野委員がおっしゃるそのままこの60たるが増えたところにうまくはめれるかというところがお聞きになりたいところだと思うのですけれども、そこはやっぱり実際にこれから製作して、ちゃんと作った上で評価していかねばいけないということもありますので、正直今の現時点でこの60たるが絶対にうまくいくということは言えないのですけれども、ただもう一つ、今八雲蒸留所と、あとはこだてわいんさんには話をしておりますので、その60たるの中の何たるかはある程度の金額で取引はできるということはありますので、そこを含めた形で最低限のラインも保ちつつ、いろんなところに働きかけていけば十分活路は見いだせるかなというふうに思っています。

以上です。

○委員（河野 淳君） 同じくナラ枯れの関係なのですけれども、まず2点聞きたいことありまして、この事業は林業の事業の中でもモデル事業といいますか、本来の事業とは別に今後の可能性ですとか需要調査、需要を拡大していくための先端的な事業だと思われる。私個人的に思うのは、この事業だけやっていたらちょっとどうかなと思うのですけれども、やっぱり林業の基本である町有林の造林、保育と、あと私有林の助成、あと切り出しのための林道の整備というのをまずちゃんとしっかりやっていますよねという話がまず第1点です。

たるの関係だったのですけれども、たしか去年、おとしかな、協定結んだときに、本州のたるの事業者が撤退している中で、今洋酒のブームでワイナリーとかウイスキーの工場が立ち上がっている中で需要と供給のバランス今崩れている状態で、多分今参入するチャンスだということでミズナラを資源価値を高めるということだと思うのですけれども、この前の説明で聞き逃したかもしれないのですけれども、交付金の要望されていると思うのですけれども、仮にこれ交付金のほうが通った場合というのは今回の予算の財源の中から交付金のほうに振り替える部分ってあるのでしょうか。

○農林課参事（佐藤 司君） お答えいたします。

現状として森林整備の事業に対しては一切例年どおり行っていく予定になっています。

これまで林道のほうは少し手薄になったところがあったと思うのですけれども、それも令和7年度需要の要望調査したのですけれども、場所がどうしても傾斜がきつくて林道のほうもう一回見直してくださいという話になりまして、なので次年度に向けて、本年度に向けて再度またエントリーし直して林道のほうは整備していくことで検討しております。ですので、例年どおり毎年整備のほうは確実にやっていきます。

あと、もう一つ、交付金の中身についてだと思うのですけれども、今回も森林環境譲与税でこれ要求しておりますが、交付金の中身と一緒に部分はありますので、充当できるところはそちらに充当振り替えて、再度また交付金が決定的な場合、また上程させていただいて、少し増額のほう要求させていただきたいと思います。

以上です。

○委員（河野 淳君） やはり財政難で新しい事業に一般財源つけるというのはなかなか下りないこのご時世の中で、新しい事業をやっていくとなると国の交付金ですとか北海道の補助金に頼らざるを得ない部分は多分かなりあると思うのです。私もこの事業を見て引っ張り過ぎかなというのは思うのです。私も経験あるのですけれども、どうしても国の補助金とかもらう場合には事業の重要性を高めるために1個の要素だけではなくてたくさんの要素をくっつけてしまいがちになるのですけれども、ナラ枯れももちろん影響といいますか、伐採本数が減るので、町に対する部分になると思うのですけれども、そのメインとするところは今まであまり資源価値のなかったミズナラに対して高付加価値をかけて、新たな木材として、木材資源として町として売り込んでいくということがメインなのでしょうか。その辺について伺います。

○農林課参事（佐藤 司君） お答えいたします。

まず、交付金についてですけれども、確かに国の交付金というのはK P Iとかいろいろ問われますので、どうしても中身としていろんなものをくっつけてしまうというところは確かにあると思います。ですが、この交付金、3か年事業として、要は単年度事業ではなくてちゃんと3年間でしっかり結果を出しなさいという事業でありますので、さらにキーワードとして地域産業の育成というところがありますので、今回の事業にはかなりマッチしているのかなと思ひましてエントリーさせていただきました。ですので、3か年で結果が出せるように誠心誠意頑張っていきたいというふうに思っております。

あと、天然林についてのお話かと思ひます。今回ナラ枯れによってどんどん広がっていけば、まず処理するのに1本当たり30万かかります。さらに、ミズナラ自体が実際にチップ材として売り払う場合、1立米当たり1万円ぐらいで取引されています。ということで、もしミズナラの洋酒だるで使える材料が出た場合、立米当たり10万ぐらいになりますので、そういったことを考えるとせっかく町の財産として天然林があるものをどんどん棄損してしまうことにつながっていく。なので、それを棄損する前に利用するというところを今回手がけていく、実際に切ることによってナラ枯れ自体も広がりも防ぐ可能性も出てきますので、そういった意味で新たなモデル事業として今回やっていこうというスキームになっ

ています。

以上です。

○委員（斉藤優香君） 今のところでご質問します。

この間からのお話の中で伴走支援官が森町に来て、その方と一緒にやっているようなお話を聞いています。その中で、その方は事業化するのは大変かもしれないが、小さなサイズならインテリアも兼ねたたるとして飲食店や個人向けの道もありそうという見解だったと思うのです。大きな洋酒のたるは無理ではないかという、私はそういうふうに理解したのです。ましてや量も作れない。この間から旭川にたるの会社ができるというお話もされていたと思うのですけれども、その会社は九州でも年間6,000たる、そして旭川でも同規模の6,000たるを作ろうとしている中で、ここで10たる、20たる、これが産業になるとはとても思えなくて、その伴走員の方が言われているようなもう少し小規模でいっぱい作れて、例えばタマフクラでみそを造ったやつを入れるみそたるとか、そういうような道を探ったほうが、大きくて年間に何個しか作れないというよりはもうちょっと森町の産業を囲んで一緒にやっていくようなことが必要なのではないかなと思うのです。

そして、ナラ枯れに関しても委員会があって、会議が、それは参加されたのかなとは思いますが、ナラ枯れに関しての道南の会議の中でカシナガがふ化する前とされる5月末までに被害木を伐採や処理する方針などを確認したってあるのです。でも、森町ではまだ1本しか確認していないということで、5月末までにそれを確認して伐採する気があるのか、でないと結局はナラ枯れが広がっていく、そのナラ枯れに対してのこの事業ではなくなってしまうと思うのです。そこの辺りお願いします。

○農林課参事（佐藤 司君） お答えいたします。

まず、地方創生伴走支援官のお話だと思うのですけれども、6月の第1回目の町の現地視察のときに新聞報道があったやつをおっしゃられているのかなと思うのです。そのときは実際に洋酒だるとして使われている一般的なサイズというのが225リットルというお話しさせていただいたのですけれども、ただそのときはまだサンプルとしての10リットル程度のたるを、これうちで作りましたってサンプル程度のものを見せたというのもありまして、頭の中でこれだったらインテリアで何か使えたらいいよねというような話の流れで言ったことが新聞に載ったということになります。斉藤委員おっしゃるとおり、本流としては当然225リットルのたるを作りつつ、先ほど副材というのもあったように、副材のほうで作れるたるというのは作っていくというふうに考えています。ですので、そういった小さなたるも一般消費者向けには十分利用される可能性はあるかなというふうにもあるので、様々な可能性は排除しないで、せっかくのミズナラを一本丸ごと全て使い切るような形で考えていきたいと思いますので、その辺は柔軟にやっていきたいというふうに考えています。ですので、たるだけで勝負しようというふうには正直思っておりませんので、たるはあくまでも一つの産業として作れるだけではなくて、ほかにも副材というところも使える部分がありますので、それらも含めて事業化のほうも考えていきたいというふうに考えて

おります。

あと、今森町の天然林の中に1本だけ、現地調査をした上で1本ナラ枯れになっていますという事は振興局のほうでも確認して、これは5月までに処理するというふうになっています。前回の11本可能性としてありますよというお話も、そのうちの1本になるのですけれども、まだこれ上空のほうで確認した結果の11本なので、現地のほうにはまだ行っていないのです。正直1本だけは確認しているので、それはすぐ5月までには処理させていただきます。ですので、今後振興局とも一緒になって現地調査をしながら、確認したものはすぐに処分していきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員（斉藤優香君） やはりここでいくと地域の産業の創出ってなるので、産業として成り立っていかないとならなくて、先ほどから小さな洋酒だるを何十個か作って出して、職人が作りましたよぐらいの感覚で利用してもらえばいいみたいな感じなのかなって、やっぱり年間6,000たる作るところと太刀打ちはできないと思うのです。だから、そこをちゃんと理解して仕入れてくれるところとかが、先ほどは八雲とかあるっておっしゃいましたけれども、実際やはり蒸留所が稼働し始めると安くて製品がきちっとしているものを使用するのではないかなと思って、販路がなかなか厳しいのではないかなとは思っています。その辺りきちっと先が見えているのか。この3年やれば、もう一個の森町モデルでも聞きたかったのですけれども、同じところ、3年やれば終わりみたいなのところがあるのではないかな、3年やって、まあまあこんな結果が出ました。ちょっと無理でしたみたいなのところで終わってしまうのではないかなという心配があります。その辺り。

森町モデルでも今回60万ぐらいアップしているのですけれども、今年最終年になると思うのですが、経済波及効果についてのシミュレーションではないのですけれども、検証結果とか、そういうのを9年度に出すということになるのでしょうか。そこもお願いします。

○農林課参事（佐藤 司君） お答えいたします。

まず、今回旭川に新しいたるメーカーさんが進出するという事で、確かに原料が北海道にあるからということが一番大きな目的で今回旭川に建てたのですけれども、それだけたるの需要はあるということは、あるから企業は進出してきたということは言えると思います。ただ、そこと同じことをしていったら全くもって太刀打ちもできないですし、薄利多売になるということは有限な資源を枯渇してしまうという可能性もあるので、あくまでも経済循環、資源循環を念頭に置いた上でこの事業は回さなければいけないというふうには思います。ですので、小さな産業で小さな経営ができるかどうかというところもすごく今回一つの目的になっています。ですので、この町の中でたるをどれだけ高く売っていくか、売れるか、その辺も一緒に考えていきながらやっていきたいと思っていますので、あくまでもたる生産者と戦うということは、競合するということは、これは避けていかなければいけないと思っていますので、どうやってそれが森町としてブランド化してやっていけるのかどうか、そこを一緒に考えていきたいというふうに考えています。

あと、森町モデルの話もあったと思うのですけれども、おっしゃるとおり森町モデルの経済波及効果、この間5年間やってきて最終年度を迎えます。ですので、今回は資料をしっかりと作って、今後の木造建築に目指すための資料作りをしていくということで、もちろん経済波及効果の結果もしっかり出して詰めていきたいと思います。

以上です。

○委員（斉藤優香君） また戻ってナラ枯れのほうのことなのですが、その後6月に伴走支援官の方とお話ししたときはそういう感想だったということで、その後支援官の方というのの見解というのはあるのか、その話合いとか、これが産業になるよとか、こうしたほうがいいのかという話合いはされたのかということと、あと森町モデルも初めから割と二転三転して、一体どこに着地点があるのか、どういうことで終わるのかなというのはすごく注視していたところがあるのですけれども、今年最後って、終わったらもう森町モデルはなかったことになるような、このイメージだと終わりで、発表して終わりですみたいな、では森町モデルって何なのだとするところもあるのですけれども、その先これは産業にしていこうと思っているのか、そこをお願いします。

○農林課参事（佐藤 司君） お答えいたします。

まず、伴走支援官のことからお話ししたいと思います。伴走支援官、この間1年間一緒にこの事業に対して取り組んでまいりました。最初は事業化というのなかなか難しいかもしれないねって、落としどころもまだまだこれから必要だねというふうに話し合いながら進めてきていました。なので、正直最初からうまくいっている話ではなくて、一緒に考えてきて伴走していただいたということが正直なところなんです。結果として、今回この国の地域未来交付金というのは伴走支援官さんからご指示していただきました。これが一番今回の事業に対してマッチしているのではないのでしょうかということでご助言いただいて、しかもK P Iとかも、やっぱり総合的なK P Iというのがすごく重要な数値になっていまして、そこは先ほど河野委員の質問にあったように、町がこれだけ有している天然林資源が要するに棄損しますと、そういったところの助言をいただいて、これは公共性がある事業だから、十分これでK P Iのほうはつくれるのではないかという助言いただいたということで、今後いろんな視点で伴走支援官にも協力していただきたいなというふうに考えているところでございます。

あと、森町モデルの関係だったのですけれども、来年度で最後という話をしています。それで終わりかといったら、資料を作って終わりかという話ではなくて、これは要はこれまでやってきたことを資料化することによって、今度また新たな木造建築がもしできる場合のための、そういうための資料作りをしたいと思っています。ですから、財政健全化の計画もありますけれども、後にまた木造公共が建てられるという可能性あったときにいろんなことを検討しなければいけないと思うのです。なので、そのときの検討材料の一つとしてしっかりその資料を生かして残していきたいというふうに思っています。

以上です。

○委員（野口周治君）　大きく3つ尋ねます。

1つは、枯れていると思われる、疑われる木が11本あって、1本は見てきた。その1本の話だけずっとされるのだけれども、残り10本を置いておくつもりかどうか。枯れている木があっても、それは放置したままで作戦はどんどん進めますというのだったら、枯れている木は春までに伐採して薬剤処理しなさいとは全く違うではないですかと。それどうする気なの。ここを明確に答えてください。その1本は何とかではないです。10本をどうするのか。次の年はもっと出てくるでしょう。それをどうするのかも答えてください。それが1つ。

それから、2つ目に、先ほどの事業イメージの中で大手が出てきてという話がありました。例えば製材だったらサイプレス・スナダヤが出てくる。物すごく大きい。大きいということは、基本的に競争力あるということです。加工単価がどんどん下がって行って、材料を集める力も大きくなって、ということは製品も多様性が増して競争力がどんどん増えると。これは経済の中で一般的な原則です。その中で、そういうところと競争しても仕方ない。そうなのです。負けるのです。だから、具体的に何でもって、経済的にです、要はお金として何でもってその弱点を補うのかという説明が一個もない。ほかの意味があります、やる価値がありますと言うけれども、お金で説明ができていない。今は多分お持ちではないと思うのですが、そういうことをちゃんと説明できるようにしておかなければいけないのではないですか。それを今ここで出せなんて言ったって多分無理だと想像しますから、これは必ず用意して議会で説明しますなりという返事が欲しい。今私が言っているのは、この事業をやめなさいって言っているのではないのです。町として象徴的にいろんなことをやってみるのはいい、探索するのはいい。ただ、あたかも事業イメージを膨らませて夢を語るのだったら、それに対応する資料をちゃんと出して説明できますかという質問なのです。分かりますか、意味。

それから、3つ目、これたるに加工する事業の視点のところだけ切り出して話をしています。ですが、物事は、これは最初は択伐と言っていたけれども、皆伐で持ち出した木を加工する話に途中からなっています。事業、シナリオが発展したのだけれども。そうすると、その皆伐したものをどう活用するのか。先ほど端材の活用と言いました。これは、大きな大径の木をミズナラの中から選んだ、いい材料の中のカットした外側だとか、要はまさ目ではないところです、をどう使うかの話だと思うのですが、そうではないです。山から切り出した木全体をどうやって価値化するのかという話が同時になければいけないのだと思うのですよ、そうなるのだったら。択伐ではないのだったら。これは、伐採して運び出すとコストは下がるのです。だけれども、今度はその木をどう使うかに話はつながるのです。それがないとシナリオとして成立しません。そのときには最も有利な販売先、販売方法に当てはめて、こちらで大きな収益を得ながらこの事業をやりますというシナリオに組み直さなければいけないはずなのです。ここだけを語るのではなくて皆伐する木を毎年どう処分します。最も有利にお金に換えて町に戻します。だって、町の財産ですから。あ

るいは、民有林だったら土地所有者の財産を最も有利に返す話として考えなければいけないはずです。その部分が今全く語られないので、それが必要ではないか。

これに付随して、今の3番の2になりますけれども、植林計画、皆伐したものの植林も必要です。1年目から植林できませんというのはそうかもしれない。だけれども、3年間でやるのだったらそのうちには植林計画もあるし、その事業性だってちゃんと語らなければいけない。樹種としてミズナラをやるのかどうかという基本問題もその中で問わなければいけない。そこまで含めて、森林をどうするかなのだから、森林を盗み取って、後枯らしていい話ではもちろんないわけで、これからどうするのだ、森町の山を。山は海だ、山を豊かにするのだと片方と言っているわけだから、そこにつながるような計画とセットで、さあ、この皆伐したものをどう使うのですか。あと、山に戻すのはどうするのですかを語れる必要があると思うのだけれども、どうですか。もしそれが必要だと思われるのだったら先ほどの2と同じようにちゃんと資料を作って説明なりしてもらい、町民に分かるようにしてもらい必要があると思うのですが、いかがでしょうか。

○農林課参事（佐藤 司君） お答えいたします。

まず、たるの競争力という話だと思うのですが、一番大事なのはいかに森町の材料で作ったたるかというところの履歴をしっかりと取った上でオリジナル性をどこまで出せるかというところがまず1点。さらに、プラス実需生産というのを考えています。ですので、先ほど八雲とかはこだてわいんとか言ったのは、そこに必要な要求のものを作って一緒にやっていくということで、少しでもそこでオリジナル性を出して行って、そこでたるの生産を安定して供給できるような体制をつくっていききたい。要はこれは絶対漏れませんよとか、あとはここの材料で作った履歴は取れていますよと、要はストーリーとかもすごく大事になってきます。ですので、そういったことで少しでもほかの、要するに大量生産するたるのところとは違うやり方をしていくというのがまず1点あります。

それと、皆伐した後に全体の、たるだけではなくていろんなサイズの木材が出てくるといことで、それも含めた形でちゃんと検討しなければならないのではないかとというご質問だったと思います。もちろんそこはせっかく森町の財産でもある天然林を皆伐するわけですから、その中で必要なもの、仕分しっかりしまして、例えば今回40センチ以上のやつはたるとして使える、なのでそこはたるとして使います。ただ、その中でもミズナラの径木の細いやつとか、そういうのはほだ木に回したりとかして、ほだ木は今立米当たり5万円ぐらいで取引されていますので、少しでも高いものに振り替えていききたいと思っています。さらには、ミズナラ以外にもいろんな、雑木と言われる広葉樹がいろんなの生えています。そういったものは大体チップ化で、山棒チップで今立米単価1万円ぐらいで取引されていますので、そういったとにかく町の財産が棄損しない形でしっかり売払いをして進めていきたいというふうに考えております。

次に、植林の計画だと思います。もちろん皆伐したときにはしっかり木を植えていくということは考えております。ですが、前回の全協でもちょっとお話ししたのですが、

何を植えるかというのは、どうしてもやっぱりその環境とか、あとほかに周りに何生えているのかとか、そういったものをちゃんと検証しないと何とも、今の現時点でこれを植えていきますって言えないと思います。一番今植えているものが、そこにあるものが多いものを植えてくとかという考え方もありますし、人工林としてトドマツ、カラマツの木というのを植えていくというのがありますし、なので天然林化は考えていないです。なので、必ず何か植えて、そして循環を図っていくということは間違いなく言えるのですけれども、何を植えるかまでは、ここはしっかり検討していきたいというふうに考えています。

あと、枯れている木、今現地で確認しているのは1本のみということで、上空から残り10本が……

(「10本の話だから」の声あり)

○農林課参事(佐藤 司君) その10本の処理をどうするのかという話だと思うのですが、その10本はまずどこにあるのかというのは、上から見てこの辺ぐらいかなということでは現時点で分からないのです。それは、次年度に向けて振興局と一緒に現地で調査をする予定になっています。その中で行ける場所と、またこれは行けない場所というのも出てくるのです。なので、行ける場所に関してはもちろん処理はするのですけれども、やっぱり現地に行けないような、道がないとか、そういう場所とかは、正直なかなかこれを処理するという話にもならないので、そこはもう甘んじて見送る可能性は出てくるかなと思います。

以上です。

○委員(野口周治君) 最初にお答えいただいた事業性の、まだかみ合っていないのです。ニッチで生き残るというのだったら、ニッチで生き残るということは価値を、お金の価値がそこでつかめるということであるはずなのです。ニッチだから貴いでは飯は食えないわけで、大手が安く、しかも標準化されたものを売っている、流通している中に入って、独特の価値っておっしゃって、漏れるの漏れないのという話もされましたが、漏れるたなんか売れるわけがないです。それ以上の価値って例えばどんなことですかとなるはずなのです。それをお題目でニッチだ、特色だと言うけれども、それに経済的な価値、つまりお金をつけてどうやって回収できるのかを語ってもらわないと、それがあつたらいいよねでは説明にならないと思うのですけれども。非常に抽象的というよりも、その言葉だけですよ、今出てきているのは。大手が安く、標準化されて確立したものを大量に売っている中に割って入ります。我々は少量でやるのです。それはいいです、いろんなやり方ある。それが大手を押しつけてでも売れる市場がどこにあるのか、具体的に何で勝負するのか、だから高く売れるのですか、結局。それがないと商売としては成り立たないですよ。いいものができましたといったって、それは職人芸で1個作っても事業ではないです。そういうことが説明の中にないと思うので、1回目の質問にもう一度お答えになってください。まだ質問1の中です。

○農林課参事(佐藤 司君) お答えいたします。

現時点で実際にこれから協力してくれる会社がありますので、そこに対して望むたるを作っていくということで、十分これは生産者側のほうにしてみたら競争力がそこで発生するというふうに考えています。ですので、そののところで一緒になって開発するたると一緒にやっていけば、それはそれとして十分ほかのところで競争力は働くというふうに考えています。ですので、ある程度高く取引ができる可能性があるのではないかとということでお話しさせていただきました。

以上です。

○委員（野口周治君） 答えてもらっていないことが1つあったので。皆伐した林全体のものを売って、そのトータルの損益はこういうふうになるのですよ、その材料の行き先としてここに今切り出している部分があるのですよという、絵として全体が分かるように説明していただく必要があると思うのです。そういう資料を作って議会を通じて町民に説明する必要があると思うのですが、どうでしょうか。必要ないとおっしゃるのか、ちゃんとトータル、皆伐して流れる材料の処理から道から復元から、それで植林も含めて語ったのです。全体を時間軸の中でお金がちゃんと回るという絵が描けますか。それは少なくとも示す必要がありますよね、どうですかという質問なのですけれども。

○農林課参事（佐藤 司君） お答えいたします。

おっしゃるとおり、これは試験的にやるにしても実際に天然林を5ヘクタール程度皆伐しますので、その中で実際どれぐらいの収益が出るのか、それに対して実際に売払いしてどれだけ売れる、何が売れたのかというのを含めてしっかり資料としてまとめて公表させていただきたいと思います。現時点では、まず現地調査まだしていませんので、現地調査である程度その辺は試算できると思いますので、それらを含めて資料としてご提供していきたいというふうに考えています。

以上です。

○委員（松田兼宗君） 今までずっと話聞いていると、私の解釈の仕方ですよ、まず。ナラ枯れがメインなのです、ナラ枯れ対策が。とすれば、1本でも処理するのにあと10本処理って出たら予算全然足りないではないですか、1本30万かかるって言っているのに。妙な話なのです。だから、たるを作るのが目的ではないのですよ、もともと。ナラ枯れ対策やって伐採した木が出るから、その利活用をしましょうというだけでしょう。だから、採算が合うとか合わないとか、そんなの分からない話なのです。だから、それが出ているわけがないしと私は理解しているの。それで、どうなのですか。ずっとたるの事業化した場合に採算が合うか合わないかの話ではないのですよ、メインは。あくまでもナラ枯れ対策と私は理解しているのですが、違いますか。

○農林課参事（佐藤 司君） お答えいたします。

もちろんナラ枯れ対策というのがメインであります。ただ、ナラ枯れ対策をしていくのに処理だけするということが自体が町の棄損になっていくということなのです。まず、先ほど言ったように処理するのに1本当たり30万かかります。そして、それを引き出すのにま

た探すということも、時間もかなりかかります。そういったことで、今回は対策をするというのは全部皆伐をして、できるだけその種を少しでも減らすということを対策としてやっていくということなのです。そこはご理解いただきたいと思います。

あと、今残り10本まだ山の中にある可能性がある。それ10本も、やっぱり現地に行かないと枯れているかどうか分らないのです。実際に本当にただ単に葉っぱが落ちただけという可能性もありますし、枯れているというわけではなくて。なので、今回は現地調査をした1本のみは処理費用として20万用意していますけれども、今後振興局とともに現地調査入ります。その中で、もしか行けるところであればその分の処理費用もまた上程させていただきたいと思いますので、そこも含めてご理解いただきたいと思います。

以上です。

○委員（松田兼宗君） だから、聞きたいのは10本分のナラ枯れ対策の費用は一切入っていないですね、この中には。そして、もし見つかった、それ確認された場合、補正を組むという意味でしょう。次それが森林環境譲与税が使えるかどうか、どうなのですか。使えるというふうに確信を持ていいのですか。

○農林課参事（佐藤 司君） お答えいたします。

基本は使えるのですが、現状今ナラ枯れが発生しやすい地域というのが標高が低いところってなっていて、今回函館市で見晴公園がナラ枯れが発生したように、そうなると山ではないので、森林環境譲与税使えないのです。なので、山というところに関しては森林環境譲与税使えますし、あと補助金もあります。なので、補助金も使いながら処理していくということになります。今現状で10本あるというものはっきり言えないし、現地に行ってみないと分からないという状況なので、もし処理しなければいけないものが出てきたら補正を組んでやらせていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（伊藤 昇君） ほかに質疑ございますでしょうか。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○委員長（伊藤 昇君） 次に、140、141ページ下段、項3水産業費に入ります。

◎延会の議決

○委員長（伊藤 昇君） 説明員を交代しますが、お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○委員長（伊藤 昇君） 異議なしと認めます。

本日はこれで延会することに決定しました。

◎延会の宣告

○委員長（伊藤 昇君） 本日はこれで延会します。

次回は、3月9日午前10時開会とします。
お疲れさまでした。

延会 午後 5時05分